

東アジア国際秩序の変容における対日新関係の模索 ：日清修好条規交渉時の清朝官僚の「聯日」論

薄, 培林
九州大学大学院法学研究院

<https://doi.org/10.15017/7601>

出版情報：法政研究. 72 (4), pp.95-142, 2006-03-23. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

東アジア国際秩序の変容における対日新関係の模索

——日清修好条規交渉時の清朝官僚の「聯日」論——

薄 培 林

はじめに

第一章 東アジア国際秩序変容の中の清朝中国

第一節 伝統的国際秩序の変容に対する清の対応

第二節 清の二元的外交方針

第三節 近代外交関係成立以前の日中関係と「聯日」思想の芽生え

第二章 清の「聯日」論と日清修好条規の締結

第一節 「聯日」論の提起と日清条約の交渉

第二節 清廷の「聯日」路線の採用

第三節 条約草案作成過程における「聯日」論

第三章 東アジア国際秩序の変容における対日新関係の模索

第一節 西洋との関係における対日関係論

第二節 「聯絡牽制」のための現実的・戦術的な連衡論

第三節 伝統外交思想の基礎と近代的国際ルールの逆用

おわりに

はじめに

一九世紀半ば頃から、東アジアの国際秩序は中華帝国を中心とする伝統的華夷秩序から西洋を中心とする近代条約システムへと変容していく。アヘン戦争の敗北によって一八四二年の南京条約が調印されて以来、清朝は西洋列強に次々と不平等条約の締結を強制され、近代的な条約外交が開始されたが、一八五八年の天津条約と一八六〇年の北京条約は清末中国が徐々に西洋の近代条約外交体制に編入されていった事実そのものを示している。その中で東アジアでは、明治日本政府は対清外交を進め、一八七〇年清朝に西洋諸国と同じような友好条約の締結を求めてきた。このような近代東アジア国際秩序の激変の中で、伝統的な華夷世界の盟主である清朝は、東アジア世界の中にあつて欧米諸国にならつて近代化を志向した日本と新しい関係を構築していかなければならなかった。

一八七〇年前後、対日関係構築をめぐる、清朝の外交舞台には様々な対日論が登場していたが、李鴻章が中心に提起した「聯日」論〔聯_二連〕がその中のひとつであった。日本を「正に聯_{つら}ねて外援と為す可_一く」、日本を「籠絡せば或いは我が用となるも、之〔日本〕を拒絶せば則ち必ず我が仇となるべし」と「聯絡牽制」の策を説いた李鴻章の言説を代表とする、日本と手を結ぶことを呼びかける対日関係論策は、中国側では「聯日」論と呼ばれ、一八七〇年、日本が清政府に条約締結を申し入れたときにはじめて提起された。結果として清政府は、李鴻章らの「聯日」論を取り入れ

「聯日」の外交路線を試行し、それで締結されたのは一八七一年の「日清修好条規」である。この条約は、近代国際法(万国公法)にもとづいた平等条約で、日清戦争後までの二五年間にわたって日清関係の法的枠組みの根柢となった³⁾。この条約の締結によって日中両国の近代的外交関係が始まったゆえ、清朝官僚の「聯日」論は中日近代外交関係の成立を促進させた役割を果たしたと言えよう。

日清修好条規は、長い日中関係の歴史において初めて結ばれた対等的な国家間の取り決めであり、世界的に見ても、非西洋の国家同士、即ち東アジアの伝統的国際秩序下の国同士が独自に結んだ初めての近代的外交条約であったゆえに、藤村道生は、この条約の締結は中国側自身による東アジアの伝統的国際秩序への否定を意味しており、この条約は東アジア伝統的国際秩序を破壊する役割を果たしたと指摘している⁴⁾。このような大きな意義のゆえに、これまで多数の研究がなされてきているが⁵⁾、しかし、締約にいたるまでの間に清側から提起され、締約の達成に大きな役割を果たした「聯日」論に焦点を当てた研究は管見のかぎり殆どなかったといえる。

その原因は、まず、中国では近代の日中関係は基本的には日本に対する「中国人の抵抗の歴史」で、対日論の基調は「批判・警告」であり⁶⁾、近代日中外交関係における日中間の協同や調和などの視点に対する配慮がやや等閑視されてきた傾向があるという事実が挙げられる。もう一つは、日清修好条規締結以降になると、台湾事件、琉球や朝鮮問題などをめぐって日清は対抗関係に入り、両国の外交路線は修好条規締結の直後から微妙に乖離し始め⁷⁾、清の「聯日」外交路線は次第に「聯俄〔露〕」路線に取って代わられた⁸⁾ので、「聯日」論の清の対外政策に対する影響力が弱くなっていったからと考えられる。

近代東アジアの国際秩序の変容の中で清朝官僚によって提起された「聯日」論は単に文字通りに示された日中の接近協同を意味する論議なのか。この時期の「聯日」論に触れた先行研究には「聯日」論を「日清提携論」や「連合論」・「対日連携論」⁹⁾としてとらえる研究が多い。例えば、西里喜行が「日清両国内部の提携論・連合論は、日清修好条規の

締結においてオーバーラップした¹⁰」と指摘し、一八八〇年代までの清の対日外交基調を李鴻章らの洋務派官僚の日清連携論・アジア連合論だとしている¹¹。谷淵茂樹は、条約草案作成過程において陳欽が提起した「聯日制西」論を「日清提携論」として検討を加え、修好条規の背後には清朝側の華夷的な世界観が存在したこと、更にその意図が欧米各国を牽制することで日中両国が欧米に対抗するために結ぶべしというものではなかった、と指摘している。ただし、それまでの李鴻章の「聯日」という言説について注意を払っていない¹²。布和の研究もそれを「対日連携論」と定性して、日清修好条規における李鴻章の「対日連携論」が消極的なものであったとする¹³。しかし、当時清政府の対日方策にどれだけ日本と連携する考えがあったのか、李鴻章らの論議が消極的になったのはむしろその論議の本音が連携にはなかったことによるかもしれない。鳴野雅之は李鴻章が主に「防日侵略」の意図を、陳欽が「聯日制西」の目的を有していたとしている¹⁴。中国語による研究の中では、王璽が、陳欽の論には確実に日本と連携する意図があり、李鴻章の「聯日」論の目的の一つは列強諸国に抵抗しその侵略を防ぐことで、もう一つは日本を牽制して後患を消去することにあると指摘している¹⁵。呉文星は清側の本音は日本を牽制することであり、日本と連合して西洋に抵抗する考えはないとしている¹⁶。また、李鴻章が「聯日」を提起したのは日本が中国に地縁的に近いため、日本を羈縻する、日本の侵略に防備する考えからであると指摘する研究もある¹⁷。果たして李鴻章らの「聯日」論の真意とは何かについてまだ検討する余地がある。なお、日本語による研究¹⁸には、李鴻章のそのような対日論を直接「連絡牽制の策」¹⁹とか「連日」論と呼ぶものもある。

以上の研究は「聯日」論について言及してはいるが、「聯日」論の性格、論理と内実については深く検討されていない。東アジア伝統的国際秩序が変容するなかで提起された「聯日」論は清の国際関係にとって如何なる意味を持つのか、といった重要な問題はまだ十分に解明されたとは言えない。本稿は先行研究を踏まえた上で、日清修好条規成立するまでの過程に現れた清朝官僚の「聯日」の言説を分析対象とし、近代日中関係が成立する際、すなわち一八七一年の日清修好条規が締結される前後における清朝官僚の「聯日」論を近代東アジア国際秩序の変容過程において位置づけ、その

論理と内実を明らかにするものである。

清末の国際関係、或いは清朝外交史の分析枠組みについて、現在次の二つの立場がある。²⁰ ひとつは、清末中国は近代国民国家へと変容し、外交体制もそれにつれて近代的なものへと変わったという中国外交の近代の変容論。もう一つは、表面的にどう変わろうとも、清末において中国は変容せず、外交政策も朝貢など旧来の概念がそのまま維持されたという朝貢システム論である。この両者は必ずしも相容れないものではないが、²¹本稿は「聯日」論を、その「伝統的体制」が崩壊していく過程の中における両者の葛藤・重層化の事例として提示したい。

第一章 東アジア国際秩序変容の中の清朝中国

第一節 伝統的国際秩序の変容に対する清の対応

一、対外協調路線と洋務運動

清朝にとつての東アジア地域の秩序は、中華世界の華夷理念に基づいた華夷秩序であり、この秩序の中での国際システムは、中華を頂点とする周辺諸国との朝貢冊封体制である。清朝は自らを華夷秩序の中心に位置づけ、明朝から完成された東アジアの朝貢冊封体制を近隣外交の根本原理としており、²²対等国家間に生じる「外交」という近代的な概念をもつていなかった。ヨーロッパ諸国までも遠くにいる朝貢国と見なし、²²華夷理念では平等な対外関係が存在しない。朝貢冊封制度はこれまで中国と周辺諸国との間の国際的対外交渉の原則、ルール、規範制度のすべてであり、²³周辺諸国もそれを受け入れたので、この制度はむしろ中国を中心とする国際法だとさえ言われる。²³

清朝の支配体制が動揺しつつあった時期と重なって、対外的な危機が生じた。イギリスとのアヘン戦争に敗北して清朝は開国し、一八四二年に南京条約が調印されて従来の朝貢体制が打破され始めた。戦後の国内状況と西洋列強についての新たな認識を迫られたが、伝統的な華夷秩序はなお存続し、一八五〇年代末に再び英仏連合軍と第二次アヘン戦争を戦った。太平天国などとの国内戦争のさなかに再度外国に譲歩を迫られた。一八五八年の天津条約と一八六〇年の北京条約を経て中国は徐々に西洋の近代的条約外交体制に編入されていった。外圧により「開国」を強制されたこの二〇年間に、国内の社会的矛盾はいっそう深刻化し、各地に反乱が起こった。清朝中央政府の力は弱まって政治構造に変化が生じた。内外の混乱のなかで、北京では一八六一年咸豊帝死後の権力をめぐって宮廷クーデターが発生し、西洋列強との提携の必要性を認める恭親王・西太后政権が誕生した。⁽²⁴⁾

第二次アヘン戦争後、諸外国は互いに協力政策をとりながら、太平天国の乱に苦しむ清朝を軍事的に援助した。他方で清朝も対外協調路線をとるようになった。⁽²⁵⁾ 西洋諸国の好戦性はすこし控え目になり、清朝側の抵抗も和解に変わっている。こうして、一八六一年以降、清朝の対外関係は新しい時代に入る。西洋諸国、特にイギリスをはじめとする大国の清に対する態度と政策も変化する。この年以降のイギリスは、これまでの対抗的な対清強硬政策を変え、平和の方式で清朝の政治的安定をサポートして清朝におけるイギリスの商業上の優勢を保とうとする「温和政策」に変わった。⁽²⁶⁾ 二回の戦争の敗北と一八六〇年の英仏連軍による北京占領の事実、清廷の官僚たちを震撼させながら、彼らに新たな国際情勢が始まっていることと「当今の西洋人」が昔の「外夷」と違うことを認識させた。

もう一方で国内では、曾國藩・李鴻章・左宗棠をはじめとして、太平天国鎮圧の功績で清朝における発言権を獲得した漢民族出身の官僚たちは、外国の武器の優秀さを知り、外国から近代的技術を導入する必要性を痛感して、洋務運動を起こした。⁽²⁷⁾ 洋務運動の精神はまさに「中体西用」論にあった。これは、「中学体を為し、西学用を為す」の略で、伝統的体制を西洋の技術によって補完・維持しようというものであった。このような新しい情勢に直面した清朝は、対外

協調路線をとり、一八六一年に遂に外交事務を処理する中央機関——「總理各国通商事務衙門」(通称、總理衙門。總署・訳署とも言う)を設立し、形式上では近代国家に移行しはじめた。總理衙門の大臣(複数)には、アロー戦争終結にあたり北京に残って英仏と折衝した恭親王²⁸らが就任し、洋務運動、すなわち上からの近代化政策も指導することとなった。

二、外交制度の改進

(一) 總理衙門の創設

清朝においては伝統的に外国との交渉事を蔑称で「夷務」と呼んでいたが、一八六〇年の北京条約でこの通称が使えなくなると、以後対外交渉、西洋諸外国に関する事項すべてを「洋務」と称するようになった。近代的な「外交」制度の受け入れを余儀なくされるにともない、一八六一年、条約を締結した欧米諸国との関係を担当する、いわば近代国家の外務省に相当する總理衙門が設立された。

近代的外交機関とされる總理衙門は一八六〇年代から一八七〇年代にかけて外交に関する一連の改革を行った。まず初めに、總理衙門の奏請で、対外交渉をおこなう外交の専門職を養成するために一八六二年一月北京に外国語学校たる「京師同文館」、一八六三年三月には上海に「広方言館」を創設した。一八七二年にはこの学生をアメリカに派遣などして外国語や科学技術などの「洋務」人材の育成に力を入れた。また、總理衙門の下に同文館のほかに、「總稅務司」を設置し、税関の管理と関税の徴収を行った。対外交渉、通商関係、鉄道や電報、学校など「洋務」に関する全て²⁹のことが總理衙門の職権内にあった。さらに、一八六五年一月に一冊の国際法(『万国公法』)の本を翻訳出版し、のちに外交使節団の派遣、在外公使館の開設などを行った。

(二) 近代国際法(『万国公法』)の受容と適用

総理衙門の後押しで中国における最初の国際法の書物『万国公法』が翻訳刊行され、外交関係に万国公法が援用されるようになった。

『万国公法』はアメリカ外交官のホイートン(H. Wheaton)によって著された *Elements of International Law* である。それは、総理衙門の積極的な肝入りで、清末に来清したプロテスタント宣教師のアメリカーウィリアム・マーティン(丁韪良、W.A.P. Martin, 一八二七～一九一六)によって一八六四年に翻訳され、『万国公法』と題して刊行されて三〇〇部が外交関係の官僚に配布された。³¹⁾ すでにこの訳業の進行中に総理衙門の対外交渉によって利用されたこともある。『万国公法』の刊行出版は国際法が中国に受容されたことを示している。国際法の輸入によって、近代中国人が西洋世界の基本的な外交原則と外交慣例についてある程度知るようになり、実際の外交活動において自覚的にあるいは無意識的に応用した。これもまた近代中国の外交観念の転換を引き起こし、「万国宗主」や「万国来朝」などのような華夷意識が次第に薄まり、近代中国外交を伝統から近代化へと推進した。³²⁾

ちなみに、この『万国公法』はただちに日本に輸入され、一八六五年に、徳川幕府の開成所から返り点・送りがないルビつきで翻刻出版され、かなり流布して広く読まれ、また、いちはやく活用されたのであった。³³⁾

なぜ清政府はホイートンのこの国際法の著作に興味を持ったのか。まずは、恭親王の上奏で示されたように、これまでの交渉で西洋諸国は清朝の律令に詳しくて常に中国の事例を援用して清を困らせるのに対して、清側は西洋の慣例について全く無知なので、「彼国の事例を借りて以てその説を破」るためであった。³⁴⁾ 第二は、当時の外交実権を握っている清朝官僚は切実に西洋の衝撃を受けたあと、世界情勢の大変動という千年来未曾有の激変の現実に直面しそれを認めなければならなかったため、西洋諸国との間に一種の根柢ある関係を築き上げる試みをしたのであった。そして、西洋との付き合いの中で中国がより積極的に、お互いに受け入れられる付き合い方を模索していた。³⁵⁾

ゆえに、国際秩序を規律する法典としての万国公法に対する清側の認識は、あたかも国内秩序における大清律令と同様の意義を有する書物と見なされる傾向があり、⁽³⁶⁾ 総理衙門の首領にとっては、「万国公法が西洋諸国を論破するための有効な手段となる」という現実的認識があつた。最初清朝政府が『万国公法』の刊行を許可した理由は「以夷制夷」の論理にあつたのである。つまり、列強の無理な強要を食い止めるために、外交交渉においてヨーロッパ国家間の関係を規律する国際法を、それを論駁する技術的な道具として利用しようとしたのである。⁽³⁷⁾

第二節 清の二元的外交方針

清末は中国歴史上において外国との衝突がもっとも激しい時期である。近代の中国と西洋の衝突は植民と反植民の衝突のみならず、もっと深刻なのはそれと関連しながらも独自に発展してきた東西の二つの文明体系の衝突である。中国と西洋との対外交渉観念の巨大な差異に強く震撼された清は文化理想主義の伝統と現実との間のギャップに直面しなければならなかつた。このような清末中国の外交は二つの難関に直面していた。一つは、華夷秩序に基づいた中華帝国の伝統外交体制の伝統理想を維持しなければならない。もう一つは、伝統体制と完全に対立している近代国民国家の国際関係システム (nation-state system) の現実に適応しなければならない。⁽³⁸⁾ 条約関係の西洋諸国と非条約アジア周辺国を分別して対応する清政府の二元的外交方針は、外交の当局者たちがこの難関を克服するために実際の外交過程で模索した一つの試みであつた。

清は十数年にわたる太平天国の内乱を鎮圧して旧体制を再興し、軍事・経済の近代化をはかる洋務運動を推進したのみならず、西洋の近代国際法の導入や対外事務を処理する外交機関の創設、外国語人材の養成などの措置を通して、い

わゆる「外交の近代化」を推進した。一八六〇年代の清朝外交を主導した洋務派は、華夷思想に基づく宗属的支配体制が欧米諸国には適用できないことを学び取り、欧米列強に対しては近代的な国際法原理を適用するに至った。この時期の清朝は、西洋諸国との間は一応対等の近代的な条約関係であったが、アジア周辺諸国との関係においては、依然として宗属支配の原理を貫き、朝貢冊封体制を維持するという二元的外交方針を採った。³⁹ 清朝の対外関係には、いわゆる「条約」と「朝貢」が並存していた。⁴⁰ 当時の清朝政府の対外政策は、次第に西洋諸国対策とアジア周辺諸国対策とに二分化されはじめ、清政府は西洋条約国とアジア非条約国に二元的外交を取り入れたのである。

まず、総理衙門を設立したのは、清朝が欧米列強の圧力に従って、一応対等国間の外交を認めることを意味するものであったと思われるが、設立の当時、総理衙門の将来について、恭親王奕訢は、太平天国を鎮圧したあと、外国事務が簡単になったら、総理衙門を「即ち撤退し、軍事処の管理に従い、旧制と符合する」と考えていた。⁴¹ こういった臨時的な性質を持って、締結した欧米列強と交渉する総理衙門は、従来の朝貢国の事務を担当する礼部と平行する形となっていたのである。

清政府は、条約国、即ち西洋諸国に対して、「条約に従わせ、いささかの侵越もさせず、外面では睦まじくするが、内実では隠して羈縻^{きび}することを示す」という「外敦信睦、隠示羈縻」方針を決めた。これは、一八六〇年から一八八四年まで清の行政首脳で中国の近代外交政策の基礎を定めた者とされた恭親王奕訢⁴²が、伝統の「尊皇攘夷」と「馭夷」の方針を捨て、一八六一年から西洋諸国に対してこのような方針を立案したのであった。⁴³ 「外敦信睦」は、外国に対して誠意と真心を以て相扱い睦まじくするとの意、「隠示羈縻」は、西洋列強を籠絡して外交的な努力によってその侵略の脅威をなくす、一種の誠信友好・交流増進を旨とする平和的な外交方針であると思われるが、その深層に外国を「羈縻^{きび}」する⁴⁴という従来の対外観念はすこしも変わらなかった。

一方、アジア周辺諸国、非条約国に対しては、「もしも〔周辺諸国が〕英仏米などの国をまねてわれと条約締結を凶

るならば、必ず断固として拒絶し、その要求を杜絶させるべきである。ただ芽が出る前に収めれば比較的簡単にできる⁽⁴⁵⁾」というような対応策がだされた。すなわち、伝統体制下にあったほかの国々と条約を結ばないようにして、いささかでもその傾向が現れたら直ちに収めて、旧制のままにしておく、と明確に方針を固めた。清政府はできる限り旧来の「宗属関係」や「朝貢システム」を継続させ、文化的優位な地位を保ち、華夷理念による同心円的な東アジアの世界秩序を護持しようとして、伝統の対外関係をそのまま継承する方針を貫いた。

第三節 近代外交関係成立以前の日中関係と「聯日」思想の芽生え

一、近代外交関係成立前の日中関係

徳川時代の日中関係については、一八一八年の清の『嘉慶会典』の規定では日本は「互市諸国」のなかに入れられている⁽⁴⁶⁾。日本では開港後の物価暴騰などの問題を解決するために、徳川幕府は自ずから「倭館」に出向いて行う出貿易^{でぼうえぎ}を試みる方法を考えた。そこで、長崎における中国との伝統的な関係を踏まえて、清朝が早くからその出貿易の対象に上げられたのである。一八六二年四月、幕府は、日清通商の交渉及び上海における海関、領事制度の調査のため、公式貿易船「千歳丸」を長崎から上海に派遣した。しかし、上海道台との交渉の結果、無条約のまま上海への日本の商人の渡来と貿易が許可されたが、締約の要求には応じなかった。その後、一八六三年と一八六七年に二回清朝と締約の交渉をしたが、いずれも清朝側に婉曲に拒否されたのであった。その時期はちょうど清朝が列強国との交渉に苦しんでおり、内憂外患に悩まされていたため、日本に対する関心を持つ余裕がなかったとも言える。また、前述の二元的外交方針をとっている清朝側からすれば、日本側の要求を拒否することは当然なことであった。要するに日本との通商関係を認め

るが、条約国の範囲に入れる考えを持っていなかった。⁽⁴⁷⁾

同治時代の清朝は、各国を「有約通商国」、「無約通商国」（小国）、「属国」などに分けていたが、日本は「無約通商国」のカテゴリーで検討されたものの、長崎貿易の経験があつたため、シヤムなどの「属国」でもなく、また「西洋」とも異なる独自性を有する国と位置づけられた。⁽⁴⁸⁾ このときに清側でも日本側でも、単なる通商の枠を越えて、お互いの戦略的意義を積極的に位置づける具体的な萌芽が出てきたのであつた。⁽⁴⁹⁾

二、近代外交関係成立前の中国の日本認識

(一) 洋務思潮以前

前近代の中国は、「日本」を多くの「外夷」の一つとして認識し、殆ど問題にしないほどであつた。⁽⁵⁰⁾ この時期の中国は、日本を東方の小国とみなしながら、唐・宋時代の友好と元・明時代の憎悪、この二つの相反する日本観の伝統をもちつづけていた。⁽⁵¹⁾ 長期にわたつて閉関自守し、やみくもに尊大にかまえていた清朝でも、一八四〇年代のアヘン戦争が終わると、比較的開明的な官僚士大夫は世界に目を向けるようになった。しかし、彼らの注目の重点は清を侵略している西洋列強のみであり、一八五八年の天津条約とほぼ同時に、安政五カ国条約によって開国された日本の存在に対しては、無関心のままであつた。日本の情報についての多くは曖昧模糊たるもので、日本の基本的な地理的位置や政治情況さえもはつきりしていなかつた。例えば、幕末日本の知識人の世界認識に大きな影響を及ぼした魏源の大著『海国図志』⁽⁵²⁾でさえも、最初は日本には触れなかつた。その後、徐繼畬の『瀛環志略』（二〇巻、一八四八年）及び『海国図志』六〇巻本と一〇〇巻本の中に日本についての記述が登場しているが、その主な内容は「日本は主として長崎、薩摩、対馬の三大島からなる」という一八世紀の誤った見解をそのまま踏襲したものであつた。⁽⁵²⁾ この時期まで、中国の多くの中国側の官僚士大夫の目には、日本が中華文明国の周辺にある「蕞爾たる島国」（狭い小さい島国）に過ぎなかつたため、

一八六八年の明治維新のような重大事件ですら、すぐには清の朝野の注意を引くことがなかった。⁵³ 一九世紀中ごろまでの中国は日本についての知識は極度に貧困で、曖昧模糊な停滞した日本認識しか持っていなかったと言える。

（二） 洋務思潮出現後の清朝官僚知識人の対日観

一八六〇年前後、清朝には洋務思潮が現れた。魏源・洪仁玕・馮桂芬をはじめとする知識人たちと洋務派の官僚らは幕末日本のヨーロッパ研究また西洋文化摂取の努力などの動向に着目し、かつて注意を払わなかった日本に注目するようになった。

魏源は『海国図志』百巻本の巻十七「外国使略」の中で、日本は西洋学習で「医学、天文、地理にひろく通じている。その聡明は中国の読書人をこえている」と記している。⁵⁴ 『海国図志』は魏源がアヘン戦争の恥辱を記念して国の向上を図るために書いたものである。その序において魏源が編著の目的を、「夷を以て夷を攻める為に作る、夷を以て夷を款する為に作る、夷の長技を師として以て夷を制する為に作る」と記したように、外国の侵略に抵抗するため、すなわち「制夷」のためだとしている。ここで初めて有名な「師夷」論を提起した。その後、「師夷」論は一時冷遇されていたが、洋務思潮が現れた後、かつて日本の維新志士を励ました魏の「師夷」論は再び台頭した。

洋務派官僚の中で、李鴻章が比較的日本に目を向けた一人である。「同治中興」と呼ばれる一八六〇年代のほぼ十年間、即ち、日清条約交渉前の清朝官僚の間で見られた対日観は、佐々木揚によると、⁵⁶ ① 日本は「自強」政策（富国強兵政策）を推進しており、この結果、列強の侵略に対して中国よりも有利に対処している。② 明代の倭寇の故事に鑑み、日本が「自強」を遂行して強国化すれば、中国にとって脅威となる。③ 朝鮮に関しては、英仏米がキリスト教布教と通商にのみ関心を持つものに対し、日本は領土併合を企てるかも知れず、英仏米よりも危険である。

一八六〇年代の洋務官僚はすでに「知日」（日本を知る）の第一歩を踏み出したと言える。彼等には両国が西洋化と

自強の面での距離が次第に感じられ、開国後積極的に西洋学習を遂行しつつある日本に対して「羨望」と「警戒」の心が生まれたのである。

三、「聯日」思想の芽生え

当時の清朝においては、日本の鋭敏な武士が中国の動向を注視したような切実さで、日本の動向を注視していた人物もいなかった。⁽⁵⁷⁾ 当然、幕末日本の知識人のように、深刻な危機意識からアジア地域の連帯を考える発想も毛頭なかった。この点について、一八六〇年、日本側には「清国は一体高慢にして、国の広きを自慢し、われより上なしと云ふやうなる風俗なれば、日本と心を合わせることは、思ひよらざることなるべし」⁽⁵⁸⁾との見方がある。これは第二次アヘン戦争で英仏聯軍が北京に侵入したことを聞いて、強く危機感を感じた日本側の反応であるが、しかし、清政府の当局者は当時の情勢を、「太平天国と捻軍が互いに利用しあいながら反乱していることは、いわば心腹の害にあたります。〔中略〕太平天国と捻軍の鎮圧を最優先すべきであり、次いでロシア、イギリスの順で対策を講ずべきであります」(欽差大臣恭親王ら「総理衙門の設立など六項目を建議する奏摺」一八六一年一月一三日)⁽⁵⁹⁾として、外患より内乱のほうが先に対処されるべしという態度を示し、日本と手を結んで外患を防ぐほどの危機感を持ってなかったのである。

日清条約交渉前に、総理衙門など清朝外交の当局者たちは特に日本という存在に恒常的な関心を抱く動機を持たず、また日本人と会見したこともなかった。⁽⁶⁰⁾ とは言え、この時の清朝側は、日本の戦略的意義を積極的に位置づける具体的な萌芽が出てきたのであり、李鴻章は最初にそのように明治維新後の日本に注目した官僚である。李鴻章は日本の「自強」に注目し情報収集するとともに、さらに一步踏み込んで、その軍事力がどちらへ向かうか、歴史的位置付けの難しさとしてゆえの戦略的可能性について考察を深めていた。⁽⁶²⁾ そこで、「聯日」の論策もその戦略的可能性の一つとして、明治維新前にすでに芽生えていた。⁽⁶³⁾

一八六四年五月付恭親王宛の書簡で、李鴻章は対日関係について次のような議論をした。「今日の日本は即ち明の倭寇であり、西洋諸国に遠いが中国に近い、我々が自立すれば、「日本は」我に付き従い、西洋の隙を窺うだろうが、我は自強せねば、「日本は」西洋を真似して西洋の利益の集まる所〔中国での権益などをさす〕を分けるだろう⁶⁴」として、西洋と中国に対する日本の志向性及びそれによる結果を分析している。すなわち、日本が中国と手を結んで西洋に抵抗するか、それとも西洋と同じ戦線に立って中国を謀るか、そのかなめとなるのは、中国が「自立」して「自強」することができるか否かである。李鴻章はこのように変法自強の重要性を説明していると同時に、無意識に中国が日本と連合するような政策を実施すべきだという主張を言い出していると言えよう。このような「聯日」の考えは、一八六五年一月一日付江海関道応寶時宛の書簡においてより明白に表されている。「日本が中国に通商に来るのはすでに予想していたことである。中国は国を開いた以上、遠近強弱にもかかわらず、どの客〔国のこと〕でも接待しなければならぬ、拒絶する例はない。そうすると、西洋に対する敵を一つ多く作ることになるのではないか⁶⁵」とある。要するに、明治維新以前に、李鴻章には、中国と日本が連合して西洋を掣肘するという「聯日」論らしい考えがいち早く芽生えていたのである。

一八六七年一二月、明治政府成立直後の時点で、江蘇布政使の丁日昌も、一方で日本の西欧化・富国強兵策に注目するとともに、他方では「今の日本は即ち明の倭寇なり、陰柔にして遠謀あり」と警戒するだけでなく、西洋が清の弱みにつけこんで日清離間を策し「坐して漁人の益を収める」ことにも警戒の目を向け、日本をはじめ高麗・暹羅・安南・緬甸の諸国と連絡をとり、アジア集団安全保障体制を強化すべしと提案している⁶⁶。このように、日本をも宗属支配の原理に基づく朝貢体制の内部に組み込み、反西欧のアジア連合を形成しようとする構想を提起していたのである。

第二章 清の「聯日」論と日清修好条規の締結

一八七〇年代に入ると、東アジアの国際秩序は新たな展開を開始する。清朝でも日本でも、欧米列強の圧力のもとで激しい内乱・政争を経て再編成された中央権力が、国内の近代化・文明化の推進と「万国対峙」の国際社会における国家的独立の確保のために、新たな対外関係を模索し始めたからである。清政府にとって、隣国日本との間において、欧米諸国や周辺属国との関係とは異なる新たな関係を構築する課題が模索された。その中で清の「聯日」は一八七〇年代に入るとともに具体化される。

第一節 「聯日」論の提起と日清条約の交渉

一、日本側の「日清提携」の申し入れ

一八七〇年代以降になると、新興国日本が清の外交舞台に登場し、勢力を東アジアに広め、西洋列強と日本の清朝における勢力構造は変化し始めたのである。一八六九年八月に誕生した日本外務省は、欧米に対する条約改正の準備と並行して、朝鮮や清朝との外交をすすめた。まず、中国と同格の関係を結ぼうとして、日本外務省は「西洋各国ト支那ト結ヒタル通りニ随フベシ」⁶⁷との目的で、一八七〇年八月外務権大丞柳原前光をはじめ随員の花房義質、鄭永寧、名倉信敦一行を、対清交渉のために中国に派遣した。

一九七〇年九月、交渉の実務を託された外務権大丞柳原前光が天津に到着し、当時の三口通商大臣成林、及び直隸総督に任命されたばかりの李鴻章と会見し、成林の手を経て総理衙門に書簡を呈し、西欧諸国の紹介なしに直接中国にやってきたのは、唇齒関係の中国と提携すべき国柄と思つたからであるという心境を説明した。⁶⁸柳原の条約締結要請に

対して、総理衙門は最初、「大信不約〔大いなる信あれば約の要なし〕」を理由に婉曲に断つたのは周知のことであった。それで柳原は「日清提携」論のような話を口にして再三懇請に努め、曾國藩・李鴻章など清側の要員を歴訪し、条約締結の必要性を力説した。李鴻章の政府への上書「遵議日本通商事宜片」⁽⁶⁹⁾に記されたように、柳原は李との会見に際し、「我國は英佛米諸國より通商を逼まれ、不本意乍らも、獨力を以てしては之に抗し難い為め、遂に承認し得るものは之を承認せるも、承認し得ざるものは之を拒絶したる次第である。思ふに我國と貴國とは最も近接した國であり、宜しく先づ好を通じて同心協力を冀ふべきである」と、日本側が唇齒関係の清と提携したい心境を説明した。⁽⁷⁰⁾

実際に、修好交渉を決定した当初において明治政府の内部では、脱亜論的・征亜論的な考えとともに、日清の提携を唱える興亜論的な考えが存在していた。一八七〇年随員として柳原と一緒に清朝を訪問した名倉信敦も日清提携論者の一人で、中華世界の最大勢力清と連携して同盟を結ぼうという、華夷思想的な日清「新関係」を構想していた。⁽⁷¹⁾ちなみに、明治日本政府は友好条約締結に使節を清に派遣していながら、他方で「天津教案」で英仏が一旦清と戦争になったら、日本は全力で英仏に後方支援する旨を表明したのだった。

二、総理衙門の対応と李鴻章らの聯日論の提起

これに対して、清朝はどう対応していたのか。清朝の総理衙門には、恭親王・文祥を筆頭に大臣が幾人もいるが、概して外国についての理解が少なく、情報も乏しいため、外交交渉には消極的であった。日本の要求については、総理衙門は内容が二つであろうと見ていた。一つは両国間に通商を行うこと、一つは条約を結ぶことであった。⁽⁷²⁾ 詳細に検討した結果、通商に関しては、総理衙門は「西洋諸國と同じように対処」(與泰西一律辦理)してほしいという日本側の希望を知り、「西洋諸國との通商を認めた以上は、日本が中国にもっとも近い隣国であるため、なおさら差別しがたい」というふう⁽⁷³⁾に考え、最初から日本の要求に応じるつもりだった。それで、総理衙門は「通商を認めることによつて懐柔す

る意を示す。締約をゆるさなければ、日本にはわが国を強要する理由がなくなろう⁽⁷⁴⁾という対策に決め、日本と条約を結ばないほうが得策だとした。したがって、締約に関しては、総理衙門は最初は二元的外交方針に従って、「大信不約」、即ち彼我相信する以上必ずしも条約締結の要なしとして婉曲に拒否した。

柳原前光らは天津にいる間、清朝の実力者李鴻章（一八二三〜一九〇一）を訪ねた。李鴻章は一八五三年曾國藩の命を受けて故郷の安徽省で「淮軍」を組織し太平天国と戦った。その後洋務運動の責任者となり、内政外交に重きをなした。一八七〇年八月二十九日もつとも權威のある北京の周辺を管理する直隸總督のポストに、一月二一日に外国との交渉並びに海岸線の防備などの責務を持つ北洋通商大臣に任命された。当時の清朝では、李鴻章はもつとも高いポストについた漢族出身の官僚で、もつとも戦鬪力のある軍事力「淮軍」の最高責任者でもあった⁽⁷⁵⁾。

李鴻章は初めて柳原らと会ったのは、一八七〇年一〇月二日の日で、日本使節の「日清提携」論的な言説に動かされた。後の朝廷への上奏文において前述の柳原の言説を紹介し、「その話は真心かどうかにかかわらず、その立言はまた適切なようである⁽⁷⁶⁾」と認め、また会見によって、李鴻章は柳原らから「態度、言葉遣い全ての面において頗る鄭重である⁽⁷⁷⁾」という好印象を受けたようである。いうまでもなく「礼貌」こそ中華世界においては重要であった。李鴻章は柳原の「日清提携」を唱えたともとれる会話に共感を覚え、名倉信敦と西洋に関する話題で意気投合した。また、日本の外交手腕に感心し、富国強兵政策をも高く評価した。そこで、李鴻章は日本と締約するように総理衙門に建議して、その中ではつきりと「聯日」を唱えたのである。

一八七〇年一〇月三日付けの書簡において、次のように述べている。「日本は蘇・浙に距ること僅かに三日の程、中華の文字に精通し、其の兵甲は東島各國に較べ差や強し。正に聯^{つら}ねて外援と為す可く、西人をして倚りて外府と為さしむ勿れ。将来もし奏して通商を准さるを蒙らば、まさに官を派して前往駐紮し、我が國の商民を管束せしめ、以て聯絡^{れんらく}牽制に備うべし⁽⁷⁸⁾」。即ち、清の近隣にある日本は、漢文に精通しているし、その軍事力も他のアジア諸国よりいくらか

強力である故に、日本と連合して清の「外援」（外からの支援）となすべく、日本を欧米列強の「外府」（外郭・植民地）とさせてはならない。将来通商条約締結できたら、日本に使者を派遣し中国の商人を管理すべく、日本と連合しながらそれを牽制せんとする、「聯絡牽制」の「聯日」論策を提示している。ただし、その次に「条約は欧米との条約を基準にせず、よく議論して新たに制定することがわれわれの大局に利するのだ」と、日本との条約は、清と西洋諸国と締結したものと異なる内容でなければならぬことを強調した。

このように新興国日本に通商と条約締結が要求された際、李鴻章は総理衙門に、この機会を捉えて日本を「外援」として連ねるべしという「聯日」論策を提起したのである。同時に三口通商大臣成林もまた上書して李鴻章と同様の意見を述べた。

総理衙門は、一旦条約を結んだら、さらなる苛刻な要求を突きつけてくるのではないかと日本を恐れていた。日本の要求を拒否し続けた。だがその間、李鴻章・成林からの報告が何度もあり、日本側の強い要請と李鴻章らの積極的な建議によって総理衙門は動揺し、もし今日日本を拒否したら、日本が列強の助けをかりてまた来ることになり、これは清の失策になるとして、日本と西洋列強との連携を憂い、⁸¹ ついに方針を変え、李鴻章の意見を繰り返し引用して日本との締約を許可するように清廷に奏請した。⁸² 後に西太后らは日本との条約交渉に同意し、曾國藩、李鴻章に命じて対日交渉方針の制定を命じた。⁸³

第二節 清廷の「聯日」路線の採用

一、締約反対論者に対する李鴻章の反論

このとき、満州族有力者、安徽巡撫英翰が、前明代における倭寇を理由として日本の要求を拒絶すべきだと反対の声

をあげた。昔の倭寇の患を起こした日本はこれまで「臣服朝貢の国」であって、英仏諸国のような条約を結んだ国とは訳が違う。日本と条約を結んだら後に海外臣服の諸国が皆この例を援用し次々と来たならば、非常に「大局」をさまたげることになる。非礼の要求を拒むべし、と、日本との条約交渉に反対の意見を上奏した。ここの「大局」は従来の伝統体制を指す。英翰は欧米列強との間でできた条約体制は朝貢国では通用させないという姿勢を示し、アジアにおける中国の支配体制が日本によって突き崩されることを憂慮した。この反対論は、非常に現実的な認識に基づいたもので、伝統的な華夷思想及び清朝の防衛的・受動的な条約観による結果であり、中国が東アジアで従来の朝貢・冊封という宗属支配を続けようとするかぎり当然の議論であった。その論点の脆弱さは「日本向來為臣服之國」（日本はいままでずっと臣服した国だ）という誤った認識にある。他の朝貢国が日本の例を援用して来ることがないように、未然に防ぐための論議であった。⁸⁵

英翰の反対論と総理衙門の慎重論に対して、日本との締約を強く主張した李鴻章は、一八七一年一月一日（同治九年一月二八日）に報告書⁸⁶を総理衙門に送り、改めて「聯日」を主張した。その論点は、主に次の四つである。①、日本は朝鮮・琉球らと違って朝貢国でない。西洋諸国のように締約要請をしてくるのは「情理に合っている」。②、誠意を以って日本に対応し、「たとえ外援にすることができなくても、「いざ」というときには」また聯絡をとることができ⁸⁷る」から、日本は清の役に立つ。③、条約成立後両国の関係が親密になり西洋諸国との間に有事あるときには中国側の味方になってくれる。④日本と締約することで「東方の形勢を聯ねるべし」（可聯東方形勢⁸⁸）、すなわち東アジアにおいて西洋に抵抗するための東方連合防衛線を結ぶことができる。

つまり、李鴻章は日本側の締約要請に理解を示し、日本を連合の対象に成り得ると認識し今後の日清関係を楽観的に展望しており、日本を「聯」ねることによってこそ、いわゆる「大局」、すなわち東アジア秩序安定の護持と安全保障を実現できるのだと考えていた。

李鴻章はまた一八七一年一月二一日の上奏文に、日本の条約締結の要求に、「誠意をもって持てなし、俯いて立約を允し、以て羈縻を示す⁸⁹⁾」との対応策を主張して、より慎重的な口調で「聯日」を建議した。「日本、近く肘腋に在りて、永く中土の患いとならん。〔中略〕中國を距ること近くして西國は遠し。之を籠絡せば或いは我が用となるも、之を拒絶せば則ち必ず我が仇となるべし。……聯絡牽制せしむれば、後患を消弭し永遠に相安きを冀うべし⁹⁰⁾。」として、「仇となる」可能性がある日本を警戒しながらも、「永遠に相安き」ために日本を「聯絡牽制」すべしと主張した。

本交渉までに李鴻章と英翰との間で交わされたこの討論はあまりにも有名である。その争点となったのは、日本は如何なる夷狄なのか、朝鮮などと同じ属国なのか、それとも西洋と同じ文明の外の国なのかというであった。二つの説を分かつのが、日中の歴史的關係に対する認識の相違であり、英翰の議論は現実離れした原則論で、李鴻章の議論は「英翰が考えもしなかった可能性、即ち日本が西洋と手を結ぶ危険性を考慮に入れることができた実際的な戦略論」であった⁹¹⁾。

二、曾國藩の日本論

日本使節の「日清提携」の言説に心が動いたなかには、直隸総督李鴻章のほかに両江総督の曾國藩もいた。曾は李鴻章と齊しく締約を主張して相前後に上奏した。日清条約について、曾國藩がもっとも重視したのは「体制」と「税務」の面であり、一八七一年二月の上奏には次の要点があった⁹²⁾。

- ① 明治日本を再認識すべく、むしろ今の機会を捉えて日本と条約を結ぶべし。
- ② 「体制」については、日本が中国の朝貢国であることを否定し、「中国と同等な立場にあると自認し、英・仏諸国を真似しようとする」日本を西洋列強と同様にみなす。

- ③ 「税務」面に関しては、西洋の例に従うこと、ただし、欧米諸国との条約の中に規定される「利益均霑」（最惠国待

遇)を日本に与えないこと。

④ 締結後日本に領事を駐劄させて華僑の保護監督と日本情勢の偵察を行わせること。⁹³⁾

曾國藩は対日政策をも含めた対外政策について、上記の上奏文にあるように「礼儀上少々譲つても、原理原則をはつきりさせなければならぬ」と主張し、「中国が富強を図る目的は外国を侵すことにあらず、関税をとるのも大きな利益を望んだわけではない。これを実行し、世界の各国に中国の公平性を理解させれば、世界も中国と誠意を以て平和に交際するだろう。日本もその例外ではない」と論じ、自らの「誠信外交」の外交論を展開した。⁹⁴⁾

曾國藩は李鴻章と同じく日本を新興勢力の一つとして認めていたが、日本とどう付き合うかに関しては、李鴻章は日本を警戒しながらも、中日の連合にある程度望みを託していたため、「聯日」の対日関係構想をもっているに対して、曾國藩は、日本を特別視しておらず、西洋諸国と同様に認識し、警戒すべき対象だとする。締約を主張したのは彼の「誠信外交」に基づいたもので、日本と連携する考えはなかったようである。

三、清廷による「聯日」路線の試行

清と日本の締約に関するこの交渉は近代中国と日本の最初の外交接触である。清末の対日外交の方針や仕方については、日本との接触が増えていくなかで模索されつつあった。

総理衙門は日本側の締約要求をこれ以上拒否することができないと判断し、奏文の中で李鴻章らの意見を繰り返し引用して日本と締約するようにと清廷に奏請した。清廷のほうは締約のことについて曾國藩、李鴻章の議論に強く賛成した。「最恵国待遇を与えない」という曾國藩の意見が条約交渉の前提条件として、李鴻章を条約案作りの責任者に命じた。

このように清朝政府は、積極的に「聯日」論を唱えた李鴻章の意見を取り入れ、近代最初の対日交渉にあたって、

「聯日」路線を試みたのである。注意が必要なのは、恭親王らの上奏文⁹⁵によると、総理衙門が日本と締約する目的は締約によって日本を安心させる（「以安其心」）ことにあることから、清政府のこの「聯日」の行動には李鴻章がある程度期待を託した東方連合戦線の考えはそれほど強くは含まれなかったようである。

第三節 条約草案作成過程における「聯日」論

総理衙門の要請で、李鴻章らの官僚は草案の検討および改訂作業を始めた。日本側の条約草案を基礎に、清朝の官僚は詳細に検討し多岐にわたる意見と論点を出した。その中で重要な争点は、①日本国天皇と清朝皇帝の併記と両国の国号の併称の問題 ②最恵国待遇、及び内地通商権容認の問題 ③領土の問題と領事裁判権問題、の三点である。⁹⁶

第一点について、清側は両国元首、即ち「皇帝」と「天皇」の併記を拒み、條款内に自国を「大清国」でなくいずれも「中國」と称することを堅持した。やはり李鴻章らには「天朝の定制」を擁護する立場にたち、清の皇帝と日本国天皇の対等関係を容認することは清朝の権威を傷つけるものであると見なす認識が存在した。結局日清どちらも妥協はなかったため、華夷思想に基づいた「中国」という呼び方は中国側の條約文のみに使うことになった。「最恵国待遇」と「内地通商」については、曾國藩が日本を列強諸国と同一視して、具体的な対策として「最恵国待遇」を日本に与えないことを強く主張した。

結局、清朝側の草案は李鴻章の監督のもとで完成され、日本側が用意した草案（津田草案）をしりぞけ、条約の基本案として採用された。⁹⁷このような草案作成の過程のなかで注目すべき点は、谷淵茂樹が指摘したように、第一に欧米諸国と清朝や日本が結んだ条約に依拠した条文が徹底的に削除されるなど、日清関係に欧米諸国との条約関係を持ち込ま

せないことが企図された点である。欧米式条約の形式と内容の両面では同様であることはやむを得ないとしても、最恵国待遇や内地通商権など清朝の基本政策にかかわる点に関して、日本に欧米と同じ扱いをあたえることは避けられた。第二には、すでに非公式ながら存在していた日清間の貿易および両国民間人の相手国居留が公認され、領事による管理が規定された点である。これらの背後に、日本を欧米諸国と連帯させてはならないことと、日清間貿易を公認すること
で関税収入をえようとする、極めて現実的な対日関係方針があった。⁽⁹⁸⁾

日本との締約を進める過程において、政府部内に李鴻章のほかに、「聯日制西」論を主張したもう一人の官僚に陳欽がいた。一八七一年七月、李鴻章、陳欽、応寶時の三名が天津に集まり、最終草案の作成・審議作業を行った会議の中で、陳欽は欧米に対抗するためには日本と連帯することが必要であると論じた。

ときに、一八七一年の春から、米国は朝鮮との通商条約締結のために、清朝を通じて朝鮮に交渉開始を求めているが、朝鮮はこれを拒絶し、六月一日漢江口において米艦隊との戦闘が開始された。結局七月三日米艦隊は朝鮮から撤退したが、この米朝間の衝突は日清関係にも影響を及ぼした。このとき、李鴻章の下で陳欽と応宝時により対日条約最終草案が作成されつつあったところで、陳欽は米朝衝突について、「それ区区たる高麗を以て彼〔西洋〕なお之を畏る。もし我再到能く日本と連合せば、則ち東方各国、其の声勢均已聯絡せん。一旦事あらば、縦え其〔日本〕の臂助を得難きも、また彼〔日本と西洋〕の接済を断つべし。或いはまた西人を制するの一法ならん」と論じて、西洋を牽制すべく日本と連合することを主張した。陳欽は、欧米は中国周辺の朝貢国を脅かしており清朝一国では太刀打ちできないとした上で、もし清朝が日本と提携することができれば、たちまち東方の各国はみな清朝と連携し、いざ事あればたとえ援助を受けることが難しいとしても、欧米諸国に援助を送ることを遮断することは可能であり、あるいは欧米人を撃つ方法の一つかもしれない、として、日本との間に同盟関係を意図した条文を設けることによって、日本が欧米諸国を援助するのを防ぐことを提唱している。

かかる朝鮮の状況について、李鴻章もアメリカよりも日本の朝鮮に対する脅威を重視した⁽¹⁰⁰⁾。そこで、陳の提案で「両国好みを通ぜし上は、必ず相関切す。若し他国より不公及び輕藐^{けいぼう}する事有る時、その知らせを為さば、何れも互に相助け或は中に入り程克^よく取扱ひ、友誼を敦くすべし⁽¹⁰¹⁾」という相互援助条項が清側草案の第二条として挿入された。この時期に国力がまだ弱くて西洋と清朝との間で非常に慎重な対応をとり、日本のあるべきスタンスを調整している日本には当然反対されたが、にもかかわらず、清朝側は伊達使節団の反対を押し切ってそれを日清修好条規第二条として確定した。この条項は、後に英仏に日清攻守同盟と思われ、日本政府内部において物議を醸すことになった。日本政府は「米清兩國の天津条約第一款に準拠せるものにて攻守同盟の意味には非ざる⁽¹⁰²⁾」との旨を弁明し、清米条約あるいは日米条約に存する条項と同じく、平時些細の紛争を友国の誼で調停する意にすぎずと解釈して承諾し、一八七一年七月二九日に修好条規その他に調印したのである⁽¹⁰³⁾。

第三章 東アジア国際秩序の変容における対日新関係の模索

第一節 西洋との関係における対日関係論

李鴻章、丁日昌などの官僚知識人は一九世紀半ば以来の世界情勢の変動を敏感に感じ取り、中華帝国の臨んだ時局の変化を「千古の変局」と認識している。李鴻章は一八六五年同僚宛の書簡においていち早く「千古の変局⁽¹⁰⁴⁾」のテーゼを提起し、一八七二年と一八七四年の上奏の中でそれぞれ中国における西洋の侵入と中外の衝突、沿海地方の緊迫の情勢を「数千年未曾有の変局⁽¹⁰⁵⁾たり」と強調している。このような「変局」観の裏に伝統体制崩壊への強い危機意識が存在し

た。とくに洋務運動の中心的な推進者と外交実務の担当者としての李鴻章は「変局」の中で西洋諸国と平和状況の維持、中華帝国の存立などの問題を苦慮していた。東アジア伝統秩序下にあった日本との関係の構築も、西洋との関係の中で模索、展開されていた。

当時の清と日本の間では、東アジア秩序の理解において共通しておらず、西洋国際社会との関係および対処の仕方でも違いがあった。⁽¹⁰⁶⁾ それまで伝統の華夷秩序と不即不離の関係にあった日本はいち早く西洋各国の国際関係をつらぬくパワー・ポリテックスの原理を体得して、⁽¹⁰⁷⁾ 明治維新後、西洋と清朝との間で非常に慎重な対応を取り、日本のあるべきスタンス、即ち外交路線を調整し、アジア諸国との新たな関係を構築しようとした。このような日本に対して模索された折衷的な論策が「聯日」論であった。

李鴻章は総理衙門の首脳の奕訢の有力な片腕で外交政策の最高決定者の一人であり、一八七〇年直隸總督兼北洋大臣に任命されてから、三〇年間も清朝の外交事務を行い、欧米資本主義諸国が清朝と紛糾を惹起した時に李鴻章と談判しないと問題を解決できないというほど、内政・外交問題解決のキー・マンであった。李鴻章は一八六〇年代にすでに「聯日」の考えを持っており、一八七〇年柳原の「日清提携」という言説に共感を覚え日本との締約を力説したのは、李鴻章がその「聯日」の理想を実践に移す始まりである。清朝政府は政府内部にある保守官僚派の反対意見押し切つて曾國藩と李鴻章の締約主張の意見を取り入れた。李鴻章らは積極的に聯日論を唱えたことよつて、日清修好条規の締結を促成する役割を果たしたといえる。李鴻章のリードのもとで一緒に条約草案を作る陳欽も「聯日制西」論を提唱したのであった。

李鴻章らの清朝官僚の言説をみれば、彼らが日本との関係への対処を常に中国と西洋の関係という「大局」の中において考えていることが分かる。それは当時の日本が近代中国の外交舞台に登場したばかりであったため、清朝側は伝統体制に対する脅威をまだ日本から感じとつておらず、日本との関係を東アジアの伝統的秩序に挑戦してきた西洋諸国は

ど重視していなかったからであろう。このような中で、李鴻章らの聯日論は日清関係よりもむしろ清朝と西洋諸国との関係を意識して提起されたのである。李鴻章には日本と同盟を結ぼうという強い意志があったわけではなく、日本と欧米が連帯することを恐れて条約締結をやむをえないと判断したうえで、また日本を欧米諸国の「外府」とさせないために提起したのであった。陳欽の「日清同盟」と受け取れる修好条規第二条の提案も主に「制西」、西洋を掣肘するため、欧米と日本を引き離すための施策であった。

西洋との関係を意識した対日論であったため、その論説から論者たちは日本に対して欧米と異なった対応をしようとした姿勢が窺える。李鴻章が聯日論を提起したとき、日本との条約を「欧米との条約を基準にせず、よく議論して新たに制定する」（「論天津教案」）としたため、清朝は最恵国待遇（「一律均霑」の条項）や内地通商権などの基本政策にかかわる点に関して、日本に欧米と同じ扱いをあたえることは避けた。また、陳欽の「聯日制西」論に組み込まれた相互援助条項も、清朝が日本に対して、西洋と異なった関係を結ぼうとしたことを意味している。さらに、西洋と日本を区別するために、西洋と締約したのは「条約」ゆえに日本との締約を「条約」ではなく「条規」にするという点にも、当時の清にとっての西洋と日本の違いが窺える。

ゆえに、この「聯日」論は、李鴻章らの高官が西洋の脅威に対抗して新しい東アジア秩序を構想しようとして提起したものでなく、あくまでも中華帝国を中心とした伝統的秩序観の延長線にあるものにすぎなかった。このように西洋との関係の中で構想された対日関係論は、清朝側の、西洋の条約体制に対する自発的な対応ないしは緩やかな対抗の表れの一つであったと言えるよう。

第二節 「聯絡牽制」のための現実的・戦術的な連衡論

李鴻章らの官僚によつて提起された「聯日」論は、日本に関する知識と情報は乏しく、西欧化する日本の対外的姿勢特に西洋に対する態度について正しく判断できない日本認識の現状に基づいた対日関係構想である。日本と手を結ぶことを主張する文面であつたが、しかし当時の彼らの言説を分析してみると、その「聯日」の目的は中日の連携よりも、むしろ日本を「聯絡牽制」することにあるのだつた。

一、「聯日」の主要目的と「聯絡牽制」

日本との締約を主張するとき、李鴻章が「聯日」論を唱えた主な理由は、地理的に近くて軍事力が東アジアの他の国より強い、そして「中華の文字に精通している」日本を、清の「外援」（外部からの支援）にとどめておき、西洋の「外府」（外郭・植民地）とさせないためである（「論天津教案」）。

柳原に「同心合力をねがう」と進言された後、李鴻章はさっそく清廷に、誠意をもつて日本に対応して締約を許すように建議した（「奏報遵議日本通商事宜」）。「縦え外援に倚り能わずも、またやや聯絡すべし」（「議日本換約」）との考えを示し、さらに、清廷の顧慮と動揺に対して、「日本、近く肘腋に在りて、永く中土の患いとならん」、「籠絡せば或いは我が用となるも、之を拒絶せば則ち必ず我が仇となるべし」という論を提起し、日本を警戒しながら、日本に対して「聯絡牽制せしむれば、後患を消弭し永遠に相安きを冀うべし」（「奏報遵議日本通商事宜」）と、即ち日本が中国を侵してくることを警戒して、お互い平和でいるために、日本を「聯絡牽制」すべしという本音をかたっている。李鴻章のこれらの言説から、彼の意図は主に「聯絡牽制」にあると言える。ここでの「聯絡」という表現は、一般的に言うところの「連絡をとる」という意味のみならず、日本と、友好的なあるいは戦略的な関係をつける、一種のわたり、ある

いはコネクションをつけるという現実的な意味あいを含んでいる。「牽制」は当然日本を牽制、掣肘する意である。

陳欽の「聯日制西」論は、もつとはつきりと牽制、掣肘の意図を出した論議である。清朝はもとより諸外国の援助を受ける必要はないが、欧米に対して現在の勢力のまま対峙することは不可能である。そこで、日本を同盟国として欧米に知らしめることで、日本とともに欧米に対しても牽制するという二重の効果をを得ることを陳欽は意図していた。⁽¹⁰⁶⁾これはまさに西洋に独りで立ち向かう力がないから助けに求めてきた日本を懐柔し、また、周辺の朝貢国を脅かしている西洋を牽制するという一石二鳥の考えである。⁽¹⁰⁷⁾それで、陳の「聯日制西」論が取り込まれ、日清攻守同盟とも解釈しうる、西洋の疑惑を招いた「相互援助条項」の第二条が最終草案に挿入され、李鴻章らの同意を得て清政府に採用された。ただし、当時の清朝側の交渉当局者は、日清の同盟を強く希望したわけではなく、日本を同盟国とまですることができなくとも、欧米諸国と提携することを避けることができればよいという考え方に立っていたのである。⁽¹⁰⁸⁾

二、現実的・戦術的な連衡論——日本と西洋との引き離し

李鴻章や陳欽による「聯日」論の主な目的は連携よりも「聯絡牽制」にあつた。その論理を見てみると、どうも李鴻章らの議論は、中日両国の助け合い・協同に基づいた連携論や提携論よりも、戦国時代の秦の張儀が唱えた「連衡」論的な色彩が濃かつたようである。

「連衡」は横に連合する意で、中国の戦国時代に、張儀が唱えた秦の対外政策である。ときには蘇秦が、秦に対抗するために韓・魏・趙・燕・楚・斉の六国を南北に連合して秦に当たらせるといふ合従策を唱えたが、張儀は六国にそれぞれ単独に秦と同盟を結ばせ、蘇秦の合従策を破つたのである。李鴻章らの「聯日」論は、日本と西洋との連合、いわばその「合従」を警戒し、日本と西洋を引き離そうとした現実的・戦術的な対日論策である。

「西人をして倚りて外府と為さしむ勿れ」（「論天津教案」）というのは、李鴻章が日本と西洋の結託を未然に防ぐ意図

をそのまま表している。当初「聯日」論が提起されたときの理由として、もし日本が中国に締約要請を拒絶されて西洋と結託することになったら中国にとって大変な失策であるから、むしろこの機会を利用して締約して日本と関係をつけることが（「議日本換約」）強調されたのも以上と同じ考えである。

陳欽の論議は直接日本との「連合」を主張し、欧米と異なる条約上の規定によって日本を掣肘した上で日本と同盟関係を結び欧米に対抗しようと唱えた文面であり、その認識は日本を倭寇などの前例から警戒的な態度で見ている李鴻章や曾國藩などと対照的であり、樂觀的な日清関係構想だったとされ、これまでの研究では日清提携論と見なされている。⁽¹¹⁾しかし陳欽の言うところの「縦^たえ其の臂助を得難きも、また彼の接済を断つべし」は、日本に中国の力になつてもらえなくても、日本と西洋との相互援助、即ち連携を遮断することができると主張したところからみると、陳欽も李鴻章と同じく日本と西洋を引き離すことを図っていたことがわかる。その上、朝鮮に対する日本の領土的野心を警戒し、領土の相互不可侵条項を清朝側草案に入れ、⁽¹²⁾また、日本と西洋を区別して、条約の名前を「条約」でなく「条規」にすると提案し、⁽¹³⁾草案作成中に「兩國を往来する公文はともに漢文を基準とする」と主張した⁽¹⁴⁾ことから、陳欽は日本を伝統秩序下の同文の「夷」と見なす一方で、東アジアの一国であることに着目し、欧米に対抗する手段として日本を利用しようと企図したことがわかる。ゆえに陳欽の「聯日制西」論は同じ目標のために互いに助け合い協同する提携論よりも、むしろ現実的で戦術的な連衡論の色彩が濃かったと言える。

三、「防日」と結びついた李鴻章の「聯日」理想

西洋、中国、日本の三角関係の中で、この時の李鴻章は中日の連合に全く期待していなかったとは言えない。李鴻章の「聯日」論は実際に戦術的な連衡論ではあるが、無視できないのは、その言説において李鴻章が中日「聯^つねる」こと⁽¹⁵⁾によって西洋に抵抗するという反西欧連合構想らしいことを提起していることである。

実は李鴻章は、締約した後には公使を日本に派遣して、互いに親しくなり信頼関係を築いたら、「いったん西洋諸国に事変があつても、彼の族〔西洋のこと〕と結託することにはならなく、そして東方の形勢を聯ねることもできる」〔「議日本換約」⁽¹⁶⁾〕として、「聯日」のもう一つの目的は「東方連合防衛線」を形成させることであつた。日本を「正に聯ねて外援と為す可し」〔「論天津教案」〕という論議も、中日両国が連衡して欧米列強と対抗する一つの有利な条件として認められるものである。この論議は、日本の地理の近さと軍事面の強さのほかに、中国の文字に精通するという「同文」の認識に基づいている。注目すべきは、「同文」であるという認識自身は、中国が中華文化を自ら上位に置いたものであり、文化的な優越感を持つていたことである。地理的に近い、同文、軍事力が強いといった便宜的な条件から、日本を「外援」として連合するという発想であるが、これは、幕末以来、地理上の「唇齒」を重視し、西欧のアジア進出の阻止を第一の目的としている日本側の唇齒輔車的な日清提携論・アジア連合論と発想が異なると言えよう。

当時の人は李のこの意図を「東を以て西を制する（以東制西）」と概括しているが、しかし、李鴻章本人がこれについてあまり自信を持っていなかった。一八七一年六月二日付王凱泰宛書簡では「東を以て西を制すの説は本より恃むに足らず。……中土〔中国〕は自強に能わざれば、処処皆我の敵国なり」と述べ、日清条約を同盟条約とすることには必ずしも乗り気ではなかった。それは、「聯日」を主張する李鴻章は同時に「防日」の考えを持つていたからである。とにかく、日本と「東方連合防衛線」を結成することに李鴻章がどれだけ期待していたかは別として、修好条規の第二条を入れたこと自体は、李鴻章と陳欽らの清朝側の対日連携論者がこの相互援助条項を通して、彼らの「聯日」の思想及び日本を「籠絡」・「牽制」するとの策略を条約の形式で固定しておこうとしたことを示している。締約後、李鴻章は、一八七一年一月二五日付の福建巡撫王凱泰宛書簡で、次のように「聯日」の成果を喜んでいる。「日本は〔中略〕実に我を凶るの心なし。〔中略〕今中国これと通商議約するを肯ざるにより、〔日本は〕喜び望外に出で、願いて此れに従う」として、日本の欧化政策の成果を認めながらも、同年八月末に断行された廢藩置県を日本の不安定要因として否定

的に捉え、このため日本は中国侵略を企てることなく、中国が修好条規締結に応じたことで満足しているという楽観的な見通しを述べたのであった。⁽¹⁷⁾

一八七〇年代はじめの李鴻章は、日本の脅威に対して防備しながらも、対日関係の構想において日本を籠絡するという「聯日」理想をもっていた。「防日」と同時に日本との連合を主張しつつ、実際の中日の結盟には大きく期待してはいなかったのであった。

第三節 伝統外交思想の基礎と近代的国際ルールの逆用

一、「聯日」の思想的基礎

既に述べたように、一八六〇年から一八八四年まで清の行政首脳だった恭親王奕訢が、一八六一年から西洋諸国に対して「条約に按じ、少しも侵越をさせず、対外は信睦をあつくし、隠して羈縻を示す⁽¹⁸⁾」という方針を立案して、これが清政府の対外関係の最高原則となった。長期にわたる対外交渉事務の過程の中で、李鴻章は始終、この「外敦信睦、隠示羈縻」という方針を綱領として、また曾國藩・郭嵩燾などの「誠信外交」・「循理外交」の思想の中の合理的な要素を吸収してそれを発展させた。さらに、国内の自強運動建設の順調発展を保障するために、伝統的な「和戎」思想を近代的対外事務に応用することに努め、それによって平和的な国際環境を創ろうとしたのである。⁽¹⁹⁾ 李鴻章の外交思想は恭親王奕訢にかなり類似しており、「羈縻」(相手の要求を一部聞き入れてこちらの意向に従わせる)・「和戎」(手なずけること)・「以夷制夷」(夷を以て夷を制する)といった伝統的な連合策が李の外交思想のポイントである。李鴻章は聯日論を提起して清廷に日本との締約を奏請したとき、「俯いて立約を允すことを以て羈縻を示す」(「奏報遵議日本通商事宜」)と強調したように、その聯日論は上記のような伝統的外交思想に基づいて提起されたのである。

一八七〇年代以降の李鴻章は外交と内政に関して、「外須和戎、内須变法」（対外には和戎が必要、国内には变法が必要である）という原則を提起した。⁽²⁰⁾ 即ち、外国に対しては平和な秩序を保ち、国内では变法（改革）して「自強」しなければならぬという、対外の「和戎」と対内の「变法」は表裏一体となっている。⁽²¹⁾ 「和戎」つまり諸外国と平和な秩序を保ち、必要ならば妥協してもやむをえないということは、清朝の内部で最善策として認められていないが、諸外国との交渉中、実際よく採ってきた政策であった。李鴻章の「和戎」の目的は、むしろ「和戎」によって清朝の「自強」する時間を作るという戦略である。⁽²²⁾ ここで、李鴻章は経済的買収と政治的和解を二本柱としている「羈縻」政策の適用範囲を周辺民族より欧米諸国や日本に広げ、ささやかな譲歩と利益提供を通せば、国内外の平和的局面が保てると認識していた。⁽²³⁾

日本は明の時に一時的にしか朝貢したことがなく、その後朝貢体制を離れた独立国であるが、しかし日本はやはり中国の文字を使う「夷」の一つであるという認識は、李鴻章も陳欽も持っていた。日本に対して、厳しく拒絶するのではなく、「聯絡」「籠絡」などの親近的な対日姿勢を示した李鴻章の「聯日」態度は、まさにこのような外交思想の反映である。東アジア世界で伝統的に維持されてきた宗属関係にもとづく国際秩序が解体する寸前、清朝は旧来の秩序で東アジアの安定を維持しようとしたが、日本に対しては、欧米と同調してその尖兵になりかねないという強い不信を持っていた。「聯日」論を提起し、日本との条約締結を主張した李鴻章らは清朝の現実的利益から、日本を「籠絡」・「牽制」し、第二条の相互援助規定を以って日本を「西人の外府」とすることなく、清朝の「外援」にとどめておこうとした。これもまた「和戎」政策の一環であり、李鴻章の「聯日」主張に、「羈縻」と「以夷制夷」の複雑な打算が含まれていた。陳欽の論は日本を西洋と抵抗する手段として利用し、日本と西洋の連携を防ごうとするものゆえ、これらの聯日論は近代以来林則徐の唱えた「以夷制夷」思想の一つの表れでもあると言える。

二、近代国際社会のルールの逆用

日清修好条規交渉時に清朝官僚が提起した「聯日」論は、「制夷」のための対日策で、伝統的「制夷」論の延長線にあったものである。その上に、近代国際社会のルールを逆用して、万国公法（近代国際法）に基づいた条約関係を以つて日本を牽制する、即ち「条約制夷」という意図があった。

一章で述べたように清朝は一八六一年総理衙門設立の後、外交の理念と原則が大きく変わった。「万国公法」を「制夷」の手段として受容し、条約を自ら遵守することこそが逆に欧米に条約を遵守させる抑止力になると清側は考えていたのである。⁽¹⁵⁾当初英仏連軍が北京まで侵攻してきて、清側は抵抗できず、やむを得ずに英仏と和約を締結した。恭親王奕訢などの外交首脳は英仏が条約を守って撤兵したことを見て、条約で外人を「信義籠絡」すれば外国と平和共存できると思い、外国に対して例の「条約に按じ、少しも侵越をさせず、対外は信睦をあつくし、隠して羈縻を示す」ことを主張したのである。そのため同治年間以来、「誠信」を根本として条約に依拠して対外交渉をする手段が外交の基本方針となった。⁽¹⁶⁾

情勢の変化を「千古の変局」と認識した李鴻章は国際法が国家間を律する重要な規則になっていることをすでに認識しており、国際法を重視し、国際法を援用して中国の権益を守るべしという主張が彼の三〇年間もの対外交渉実践を貫いていた。⁽¹⁷⁾「西国の公法は両国の締約を重んじる」、「堅く約章（条約）を守ろう」と強調し、戦争より交渉・談判などの平和的手段によって外国との紛争を解決しようとする。さらに、李鴻章は伝統の「以夷制夷」の思想に西洋の「均勢」の外交原則を取り入れて、新興国日本と条約締結を、西洋諸国の中国における権益競争と勢力膨張を抑制する力と見ていた。⁽¹⁸⁾そこで、一八七〇年日本が清朝に近代外交関係を要求してきたときに、李鴻章は異論を論破して「聯日」論を持ち出し日本との締約を主張した。

「聯日」の真意は日本と結盟して西洋に対抗するためではなく、将来日本が清朝に不利なことをすることを未然に防

ぐことにもあつた。李鴻章も陳欽も日本が列強と連合して朝鮮を侵略することを危惧したため、日本を「羈縻」するた
めに、相互援助を約する条約第二条が設けられたのである。一八七二年、日本側がこの相互援助条項の削除を要求して
きたとき、李鴻章は上奏のなかで、「将来もし事変があれば、該國〔日本〕は必ずしもすみやかに役に立つとは限らな
いが、けれどもこの約章で牽制しているから、強い敵が一つ増えることはないだろう」と、はっきりと「約章」即ち条
約で日本を「牽制」する意図を語っている。友好条約の締結などの方法（場合によって適当な讓歩）で日本を籠絡して
中国の友好的隣国として丸め込もうとしたのである。この意図は、条約第二条、日清攻守同盟とも解釈しうる西洋の疑
惑を招いた相互援助条項において最もあらわされている。

「誠信」の觀念に基づき、当時の「条約を以つて夷を制する」（条約制夷）という外交環境のもとで、李鴻章らは情勢
をはかり利害得失を比較して考えた後、互いの永遠の平和を保つことができるように日本を「条約」で「籠絡」、「牽
制」しようと、積極的に聯日論を唱えたのであつた。

三、伝統体制維持の志向性と近代条約外交体制への自発的対応

日清修好条規の締結は国際法に基づいた近代的日中関係の端緒であるものの、修好条規の背後には清朝官僚の華夷的
世界観が存在しており、⁽¹¹⁾清朝側が朝貢体制の維持を志向していたとされる。⁽¹²⁾条約締結を促成した李鴻章の「聯日」論と
条約草案作成中に陳欽による「聯日制西」論は、日本を利用して日本と西洋とともに牽制することで伝統的な華夷秩
序・朝貢体制を維持するために提起されたものと言える。

李の対日論はしばしば「我々の大局」に利するか否かによって論を展開した。その「大局」とはすなわち「天朝の定
制」、伝統体制である。草案作成の際の、日中両側の争点の一つが両国国号の併称の問題である。李鴻章は「聯日」、締
約を主張しているものの、日本の天皇と清の皇帝の併記を拒み、「われわれ中華の中國と称することは、上古から今日

まで由来しており、すでに久しい」といい、条約本文のなかでも「大清国」を使わず、「中國」と称することを堅持した。⁽¹³⁵⁾そして、中国側の条約名は「中国日本国修好条規」であり、清側草案に両国の外交公文について「両国を往来する公文は、ともに漢文を基準とする」と規定している。これらのことの背後に、李鴻章らの草案作成者が「天朝の定制」を擁護する立場にたち、清の皇帝と日本国天皇の対等関係を容認することは清朝の権威を傷つけるものであると見なす認識が存在しており、このことは清朝官僚の華夷思想を表していた。朝鮮との宗主・属国関係を暗に示し、日本の朝鮮侵略を牽制するために、李鴻章と陳欽が領土の相互不可侵といった内容を条約草案の第一条に盛り込んだことは、とくに清朝官僚の伝統体制を維持する志向を示していたのである。

その結果として、日清関係を含めた東アジアにおける国際関係を統御する近代的秩序へと変化させる端緒となった日清修好条規が締結されることになった。近代外交が初めて成立した時に締結したこの条規は、万国公法（国際法）に基づいた両国間の最初の平等条約である。それによって、日本は清朝に事大藩属の礼をとる朝鮮に対して「名分論上優位」⁽¹³⁶⁾を獲得して中国と対等な地位になった。

しかし、一八六〇年代末から七〇年代前半にかけては、万国公法が翻訳され多くの清朝官僚に読まれたものの、いまだ中国を含めた世界を秩序づける行動規範とは認識されておらず、「以夷制夷」の手段として捉えられていた。⁽¹³⁶⁾日清修好条規は、日本側の主観としては国際法に基づき日清両国を対等な関係に立たしめるものと見なされていたが、中国側においてはそうではなく、日本に対して懐柔を示す策として取られた措置であった。⁽¹³⁶⁾清朝は日本を欧米諸国の「外府」としないためにこそ日本との同盟とも受け取れる条約の第二条を挿入したのであり、日本と同盟関係にあることを示すことを企図した形跡は認められるものの、欧米諸国との不平等条約下にある両国が欧米に対抗すべく結んだものではなかった。

こうしてみれば、条約交渉時に提起された清の聯日論には、「連絡」・「牽制」・「和戎」・「籠絡」・「以夷制夷」・「条約制

「夷」などの複雑な意図が含まれているものであった。この時期に聯日論が提起され、日本と締約したことは、むしろ清朝の近代外交体制への適応の中での自発的な対応であるといえる。しかし他方では、キム・ケイヒュクが指摘したように、中国と同列に列せられる国家を東アジアの中に認めめたことは朝貢体制の維持をさらに困難にし、条約の調印自体が清朝の失政であったから、伝統的な朝貢体制の維持を図って提起された清朝の聯日論は、かえって期待に反する結果をもたらした。そもそも伝統体制の維持と現実の近代条約体制への適応とは調和できない矛盾であり、清の「聯日」論策はまさにこの矛盾の産物であったといえよう。

おわりに

一八七〇年代の清朝は条約国の西洋諸国と非条約国のアジア周辺国を区別する二元的外交方針を取っていた。当時の日本は清朝にとって一応非条約国の範囲に入っていたが、伝統体制下の「属国」か否か、属国でないなら何者なのかはつきりされていないという曖昧な位置づけであった。近代東アジアの国際秩序が変容していく中で、明治日本も西洋と同じように締約を要求してきたときに清側が提起した対日関係構想は、李鴻章をはじめとする清朝官僚の「聯日」論であった。一九世紀半ば頃からの国際情勢の変動を「千年未曾有の変局」と認識した李鴻章は、日本側の条約締結要求への対応として真つ先に「聯日」論を提起して日本との締約を主張した。日中の近代外交関係はこの「聯日」論によってスタートされ展開されていた。

清朝外交の実権者である李鴻章はある程度中日の連衡、「東方連合戦線」に期待しており、日本の強国化に警戒しながら、西洋諸国との関係の中で「聯日」を主張した。李鴻章の「聯日」策は清政府に採用され、李鴻章・陳欽らの積極

的な「聯日」論によつて、日中の中に最初の近代国際法に基づいた条約「日清修好条規」が締結された。近代初頭の対日外交において中国側は「聯日」の対日路線が試行されたと言える。

日清修好条規の交渉過程において提起された清朝官僚の聯日論は、隣国日本との間で、欧米諸国や周辺属国との関係とは異なる新たな関係構築を模索したものであった。その主要な意図は「聯絡牽制」、即ち日本と連絡を取り日本を籠絡して牽制することであり、その重点は「聯」ではなく、「牽制」こそ真のねらいであった。この対日論は日本と欧米を引き離すための、一種の現実的、戦術的な連衡論とも言える。清としては、条約によつて日本を利用して西洋に対抗し西洋の近代的な衝撃に対応すること、揺らぎつつある伝統的秩序を護持すること、という二つの目的があり、その究極の目的は後者、伝統旧体制の維持にあった。

この「聯日」の対日関係論は、旧体制の維持と新体制への適応という清末外交の難関を乗り越えるために模索された構想であった。その論策は、華夷思想に基づいた「和戎」・「羈縻」・「以夷制夷」などの伝統的対外様式を基礎に、近代国際法や条約といった近代国際社会のルール及び「均勢」などの近代国際政治原理を逆用してそれを手段として伝統の旧体制を護持しようとしたものである。当時の清朝の官僚は、新興国日本が東アジアの伝統的華夷秩序の破壊者に成長することも意識しはじめてはいたが、策略として形式的に日本との連衡を日清修好条規の第二条を以つて実現し、それで日本と西洋ともに牽制しようとした。このような「聯日」論は同治以来の「条約制夷」の外交策略の延長であり、いわゆる「条約制日」という現実主義的な外交論策であり、対等・平等な立場での日清連携論やアジア連合論とは根本的な違いがあった。

「聯日」論を背景として、清は日清修好条規を調印し、結果として、日本に華夷秩序の宗主国である中国と同じ対等な地位を認めることになった。また、「聯日」論策の狙いの一つである「条約制日」は、日本側の外交路線の転換とともに機能しなくなり、一八七四年の日本の台湾出兵、一八七九年の琉球処分及び後の朝鮮問題の発生によつてますます

条約の対日抑止力が無力化していった。従って、一八七〇年代初頭の清の「聯日」論は清側の望んだ対日牽制、伝統体制維持という点で十分な成果を収めることができず、その「聯日」外交は成功したとは言いがたい。しかし、東アジアの伝統的秩序が内部から崩壊し始める直前だった当時において、この対日論の提起は清朝官僚が積極的に中日新関係を模索したことを示しており、近代西洋の条約体制に対する清朝側の自発的な対応或いは緩やかな対抗であると見ることができる。この意味で「聯日」論は大きな意義を有していると言えよう。

*本文の行論中、引用文に散在する「」は筆者が補ったものである。

- (1) 李鴻章「論天津教案」（同治九年九月初九日、一八七〇年一〇月三日）『李文忠公全集・譯署函稿』卷一、頁三。
- (2) 李鴻章「奏報遵議日本通商事宜」（同治九年二月一日（西曆一八七一年一月二日））『近代中國對西方及列強認識資料彙編』第二輯第一分冊、一八一〜一八三頁。原漢文。「籠絡之或為我用、拒絕之則必為我仇。……聯絡牽制之、可冀消弭後患、永遠相安。」
- (3) 『アジア歴史事典』（第七巻）では、「一八七一年、日清両国間に締結された最初の通商航海条約」と定義されている。
- (4) 藤村道生「明治維新外交の旧国際関係の対応」『名古屋大学文学部研究論文集 史学一四』三〇〜三一頁。
- (5) 最近の研究としては、西里喜行「清末中琉日関係史の研究」（京都大学学術出版会、二〇〇五）；森田吉彦「幕末維新期の対清政策と日清修好条規——日本・中華帝国・西洋国際社会の三角関係と東アジア秩序の二重性、一八六二〜一八七一年」『日本国際政治学会編『国際政治 一三九巻』（二〇〇四年一月）；森田吉彦「日清修好条規締結における日本の意図、一八七〇〜一八七二——藤村道生説へのいくつかの批判」『中国現代史研究会編『現代中國研究』（第一二号、二〇〇二年九月）；谷淵茂樹「日清修好条規の清朝側草案より見た対日政策」『史学研究』第二三二号（広島史学研究会、二〇〇一年）；趙軍「李鴻章と近代中国対日政策の決定——一八七〇年代を中心にして」『千葉商大紀要』第三八巻第四号、二〇〇一年）；布和「李鴻章と日清修好条規の成立——一八七〇年代初めの清国対日政策の再検討」『桜花学園大学人文学部研究紀要』五、二〇〇二年）；鳴野雅之「清朝官人の対

日認識 —— 日清修好条規草案の検討から「史流」第三八号（一九九九）：徐越庭「日清修好条規」の成立」（一）、（二）『大阪市立大学法学雑誌』第四〇巻、第二・三号（一九九四）などが挙げられる。

(6) 小島晋治・伊東昭雄ほか『中国人の日本人観一〇〇年史』（自由国民社、一九七四）、九頁。

(7) 西里喜行、前掲『清末中琉日関係史の研究』、三六頁。

(8) 趙軍、前掲論文、二八頁。

(9) 「連携」「提携」「連合」などの概念について簡単に説明しておこう。手を結ぶという広義の意味で非常に意味的に近いため、先行研究では、各研究者はこれらを分析概念として使っており、しかも概念の設定をほとんどしておらず、当時の「聯日」論に対する解釈は一致しない状態になっている。本論はそれを分析概念として使う前に、次のように整理しておきたい。まず、三省堂『大辞林 第二版』によると、「連携」は「連絡をとって、一緒に物事をする事」である。「提携」は「互いに助け合って協同で事業などをする事」で、「連合」は「二つ以上のものが組み合わさって一つのグループになる事」である。また「同盟」は「(国家・団体・個人が) 共通の目的を達成するため、同じ行動をとることを約束すること」である。ここからわかるように、つながりの固さは、「連携」「提携」「連合」「同盟」の順で緩いから固いへとなっている。「連携」と「提携」はとても緩やかなつながりで、結合より協同のほうがポイントであり、「連合」と「同盟」はもはやグループになっており、非常に固い結合である。本論は言説分析の際に以上のように極力それらを区別して使うように努める。

(10) 西里喜行、前掲『清末中琉日関係史の研究』、三六頁。

(11) 同上、二八二～二八八頁。

(12) 谷渕茂樹、前掲「日清修好条規の清朝側草案より見た対日政策」。

(13) 布和、前掲論文の結論部分。

(14) 鳴野雅之、前掲論文。

(15) 王璽『李鴻章与中日訂約（一八七二）』（中央研究院近代史研究所、一九八二）、四一頁。

(16) 呉文星「中日修好条約初探」『大陸雜誌』第五七卷第一期（一九七八）、中華文化復興運動推行委員会主編『中国近代史論集 第十五編 清季対外交渉（二） 俄日』（台湾商務印書館発行、一九八九年）に収録。

(17) 劉虹・叶自成「試論李鴻章的対日外交思想」『中州学刊』二〇〇三年第二期。

(18) 上述以外には、趙軍が同、前掲論文において、一八七〇年代に李鴻章の対日認識と李鴻章が「聯日」外交路線から「聯露拒日」路線に変わった過程を分析したが、「聯日」外交論の実質と清政府の対日政策決定における位置づけを究明していない。

(19) 森田吉彦、前掲「幕末維新期の対清政策と日清修好条規」、三八頁。

- (20) 川島真「中国における万国公法の受容と適用——『朝貢と条約』をめぐる研究動向と問題提起——」『東アジア近代史』第二号（一九九九年三月）。
- (21) 川島真は、「朝貢と条約」という日本の学界では論じられてすでに久しいテーマには、「東アジアに内在する国際関係のシステムと近代的な条約外交システムとの葛藤、或いは潜り込み、重層化、近代的な再編など幾つもの議論がある」と指摘している。（同『中国近代外交の形成』名古屋大学出版会、二〇〇四、四頁）。
- (22) 一八世紀末に中国を訪れたマカートニー使節団に与えた乾隆帝の勅諭（『大清高宗実録』卷一四三七、乾隆五八年八月癸未の条）に記載されている。
- (23) 張小林「清代国際法伝入中国」『近代中国研究網』HP：http://www.cass.cn/jindaishisuo/show_News.asp?id=6854（二〇〇五年六月十六日ダウンロード）
- (24) 小島晋治・並木頼寿編『近代中国研究案内』（岩波書店、一九九三）、一六六頁。
- (25) 同上、二七〇頁。
- (26) John K. Fairbank and Kwang-ching Liu: *The Cambridge History of China, Volume II*, Cambridge Press, 1980. 中国語訳・中国社会科学院歴史研究所編訳室訳『劍橋中国晚清史』下巻（中国社会科学出版社、一九九三）、八七～八九頁を参照。
- (27) 家近亮子『日中関係の基本構造』（晃洋書房、二〇〇三）、五七頁。
- (28) 茂木敏夫『変容する近代東アジアの国際秩序』（山川出版社、一九九七）、四四頁。
- (29) 張小林、前掲「清代国際法伝入中国」。
- (30) 田涛『国際法輸入与晚清中国』（濟南出版社、二〇〇一）、三四～三五頁。
- (31) 一八六四年八月三〇日、恭親王等の上奏「臣等共同商酌、照給銀五百兩、言明印成後、呈送三百部到臣衙門」。『籌辦夷務始末・同治朝』卷二十七、頁二五～二六。なお、『万国公法』がいつ刊行されたかについては、田涛によると、この本が最初に出版されたとき、活字本と刻本との二種があり、刻本は一八六四年の冬に、活字本は一八六五年という。（田涛前掲書、四〇～四二頁。）
- (32) 柳寶「国際法的輸入与中国外交近代化的起步」《天津社会科学》二〇〇一年第一期、電子版。
- (33) 坂野正高、前掲『近代中国政治外交史』、二七九頁。
- (34) 一八六四年八月三〇日、恭親王等の上奏：「欲借彼国事例以破其説」。田涛前掲書より再引用。
- (35) 田涛、前掲『国際法輸入与晚清中国』、四〇頁。
- (36) 佐藤慎一『近代中国の知識人と文明』（東京大学出版会、一九九六）、四六頁。
- (37) 川島真、前掲「中国における万国公法の受容と適用」、一〇頁。

- (38) 李揚帆『步出晚清』(北京大学出版社、二〇〇五年二月)、第七章第二節を参照。中では、中国の伝統外交体制は天朝礼治システム(Pax Sinica)あるいは朝貢システム(Tribute system)とされている(同書、二一五頁)。なお、著者によると、歴史的に存在していた中国王朝を中心とするアジア太平洋地域の国際関係の形態を、香港の学者黄連枝氏が天朝礼治システム(Pax Sinica)とまとめている。それはJ. K. Fairbankらの「朝貢システム」よりもっと完全適切であるという。本論は天朝礼治システム(Pax Sinica)論を支持する。
- (39) 西里喜行、前掲『清末中琉日関係史の研究』、二八四頁。
- (40) 坂野正高、『近代中国政治外交史』(東京大学出版会、一九七三)、二〇四頁。
- (41) 『籌辦夷務始末・咸豊朝』巻七十一。
- (42) 宝成関「奕訢與中国近代外交」『近代史研究』一九八九年第三期、三五頁。
- (43) 一八六一年一月、奕訢は文祥、桂良と連名で「総計全局摺」においてこの方針を提案し、その実施を上奏した。『籌辦夷務始末・咸豊朝』第八冊、二六七四〜二六八〇頁。
- (44) 『新大字典(普及版)』(講談社、一九九三)によると、「羈は馬のたづな、縻は牛の鼻につなぐつな。転じて、牽制の意」。また、香坂順一編著『現代中国語辞典』(光生館、一九九六)によると、「①牽制する。②(属国などを)丸め込む、籠絡する。おとなしく従うようにさせる」という。つまり、牽制と籠絡の意と考えてよい。
- (45) 『籌辦夷務始末・咸豊朝』巻七十一。
- (46) 坂野正高、前掲『近代中国政治外交史』、三七二頁。
- (47) 閻立「日清戦争以前における中国人の日本語観について」『法政大学教養学部紀要』一二〇号(二〇〇二)、六頁。
- (48) 川島真、前掲『中国近代外交の形成』、二二四〜二二五頁。
- (49) 森田吉彦、前掲『幕末維新期の対清政策と日清修好条規』、三二頁。
- (50) 例えば、『大清一統志』では、日本は、朝鮮、安南、琉球と同じく、依然として朝貢国として取り扱われている。
- (51) 山口一郎『近代中国対日観の研究』(アジア経済研究所、一九七〇)、一八頁。
- (52) 佐々木揚『清末中国における日本観と西洋観』(東京大学出版会、二〇〇二)の序を参照。
- (53) 王曉秋著・小島晋治監訳『アヘン戦争から辛亥革命』(東方書店、一九九二)、一〇六頁。
- (54) 魏の指摘の史料は、小島・伊東ほか、前掲『中国人の日本人観一〇〇年史』、三二頁。
- (55) 李瑚『魏源研究』(朝華出版社、二〇〇二)、五三頁。原漢文。「是書何以作?曰く..為以夷攻夷而作、為以夷款夷而作、為師夷長技以制夷而作」。

- (56) 佐々木揚、前掲『清末中国における日本観と西洋観』、二三三頁。
- (57) 小島・伊東ほか、前掲『中国人の日本人観一〇〇年史』、三二一頁。
- (58) 島津斉彬の「英仏人清国に迫る」との情報に対し反応（一八六〇年）。杉浦明平・別所興一編『江戸期の開明思想』（社会評論社、一九九〇年）所収、一九三〜一九四頁。
- (59) 『籌辦夷務始末・咸豐朝』卷七十一、咸豐十年十二月壬戌の条。
- (60) 佐々木揚、前掲『清末中国における日本観と西洋観』、四頁。
- (61) 本注四九。
- (62) 佐々木揚「同治年間における清朝官人の対日観について——日清修好条規締結に至る時期を中心として」『佐賀大学教育学部研究論文集Ⅰ』三一巻二号（一九八四）、一節。
- (63) 李鴻章の「聯日」思想の芽生えについて、王如絵「論李鴻章対日本認識的転変」（『東岳論叢』一九九八年第五期、九二〜九三頁）において指摘されている。
- (64) 『籌辦夷務始末・同治朝』卷二五、十頁。原漢文。「今日之日本即明之倭寇也、距西國遠而距中國近。我有以自立、則將附麗于我、窺伺西人之短長・我無以自強、則將効尤于彼、分西人之利藪」。〔句読点は筆者。以下同じ。〕
- (65) 李鴻章「致応敏齋觀察」（同治四年八月二二日〜一八六五年一〇月二一日）『李文忠公全集・朋僚函稿』（台湾文海出版社、一九六二）卷六、四十二頁。原漢文。「日本來中國通商乃意中事。中國已開闔納客、無論遠近強弱之客均要接待、無例可以拒阻、然未始不為西洋多樹一敵。」
- (66) 『籌辦夷務始末』（六）、同治朝、卷五五、二五頁。西里喜行、前掲『清末中琉日關係史の研究』、二八五頁より再録。
- (67) 外務省編纂『日本外交文書』（日本國際連合協会、一九五〇）第三卷、一八〇〜一八九頁。
- (68) 『日本外交文書』第三卷、第一四一号文書付属文章四、二四三〜二四四頁。原漢文。「或曰今時入清非由西人紹介、事恐不諧、卿大臣乃與諍論、以為我國與清國唇齒臨邦、至厚友誼、何必自棄夙好、專倚外人耶。須以一片至誠之心、修函直達彼國当塗、諒必更加親厚也。」
- (69) 李鴻章「遵議日本通商事宜片」同治九年十二月初一日（一八七一年一月二一日）『李文忠公全集・奏稿』卷十七、五三〜五四頁。「前該委員柳原前光等來謁、每稱西人強逼該國通商、心懷不服而力難獨抗、欲與中國通好、以冀同心協力。又華人在該國經商者、西國領事每欲代管、必須互定條約、自為鈐束等語。無論是否真心、立言亦似得體」。
- (70) 王芸生『六十年來中国與日本』（三聯書店、一九八〇年）、第一卷、第一冊。邦訳長野勲・波多野幹一編訳『日支外交六十年史』（建設社刊行、一九三三）、第一卷、四九頁。

- (71) 森田吉彦「名倉信敦と日清『新関係』の模索——幕末維新期の華夷思想的な日中提携論——」東アジア近代史学会『東アジア近代史』第四号(二〇〇一年三月)に詳しい。
- (72) 「総理衙門奏日本請通商立約摺」、沈雲龍監修『同治条約』第二〇卷(文海出版社、一九七四)。一〇〇七〜一〇一〇頁。この点は、布和、前掲「李鴻章と日清修交条規の成立」二〇三〜二〇四頁を参照。
- (73) 『籌辦夷務始末』同治朝、卷七七、頁三五下。「泰西各國既準通商、該國與中國尤為隣近之邦、自難岐視」。
- (74) 同上。「准其通商、以示懷柔之意、不允立約、可無要挾之端」。
- (75) もともと地方の軍事組織だったが、政府軍の「緑営」が戦闘力を失ったことによって、代わりに役割を果たしていた。
- (76) 李鴻章「遵議日本通商事宜片」『李文忠公全集・奏稿』卷十七、五三〜五四頁。同治九年十二月初一日(一八七一年一月二一日)。「無論是否真心、立言亦似得體」
- (77) 李鴻章「論天津教案」(同治九年九月初九日、一八七〇年一〇月三日)『李文忠公全集・譯署函稿』卷一、頁三。「礼貌詞氣均極恭謹」。
- (78) 同上。李鴻章「論天津教案」原漢文。「日本距蘇浙僅三日程、精通中華文字、其兵甲較東島各國差強、正可聯為外援、勿使西人倚為外府。將來若蒙奏准通商、應派官前往駐紮、管束我國商民、以備聯絡牽制」。
- (79) 同上。「其條約尤須妥議另定、不可比照英俄一例辦理、庶於大局有裨」。
- (80) 李鴻章らの報告過程について詳しいことは、王芸生著・長野勲・波多野幹一編訳、前掲『日支外交六十年史』第一卷、四四頁〜五〇頁・また、布和、前掲論文を参照。
- (81) 「総理衙門奏擬允日本立約摺」、前掲『同治条約』第二〇卷、一〇一〜一〇一二頁。「在彼轉聲勢之相聯、在我反牢籠之失策」。
- (82) 王芸生著、長野勲ほか編訳、前掲『日支外交六十年史』第一卷、四九頁〜五〇頁。一〇月八日の恭親王らの上奏文を参照。
- (83) 李鴻章「議日本換約」、『李文忠公全集・譯署函稿』卷之一(文海出版)、一〇〜一二頁。
- (84) 『籌辦夷務始末・同治朝』卷七九。一八七〇年二月一八日の項。「日本向來為臣服之國」「臣服之邦、不得率請。」「倘徇目前之計、曲允所請、恐以後臣服諸國、皆欲援例以來、接踵而至、實於大局有礙。」
- (85) 郭廷以「中日交渉中的歴史教訓」中華文化復興運動推行委員會主編『中國近代現代史論集 第十五編 清季對外交渉(二) 俄日』(臺灣商務印書館發行、一九八九)、三〇頁。
- (86) 李鴻章「議日本換約」(同治九年二月二八日、西曆一八七一年一月一八日)『李文忠公全集・譯署函稿』卷之一(文海出版)、六〜七頁。

- (87) 李鴻章「議日本換約」六頁。原漢文。「該国向非中土屬國、本與朝鮮・琉球・越南臣服者不同。若拒之太甚、必至如來示所云。介紹泰西各國、彼時再準立約、在我更為失計。似不如就其納款之時、推誠相待、縱不能倚作外援、又可以稍事聯絡」。
- (88) 李鴻章「議日本換約」『李文忠公全集・譯署函稿』卷之一（文海出版）、七頁。
- (89) 李鴻章「奏報遵議日本通商事宜」同治九年二月一日（西曆一八七一年一月二二日）。『李文忠公全集（一）』奏稿卷十七（文海出版）、六〇〇頁。原漢文。「該国向非中土屬國、不奉正朔、本與朝鮮・琉球・越南臣服者不同。若拒之太甚、勢必因泰西各國介紹、固請彼時再準立約、使彼永結党援、在我更為失計。自不如就其求好之時、推誠相待、俯允立約、以示羈縻」。
- (90) 李鴻章「奏報遵議日本通商事宜」同治九年二月一日（西曆一八七一年一月二二日）（『近代中國對西方及列強認識資料彙編』第二輯第一分冊、一八一〜一八三頁）。原漢文。「日本近在肘腋、永為中土之患。聞該国自與西人定約、廣購機器兵船、倣制槍礮鐵路、又派人往西國學習各色技業、其志固欲自強以禦侮、究之距中國近而西國遠、籠絡之或為我用、拒絕之則必為我仇。……聯絡牽制之、可冀消弭後患、永遠相安。」
- (91) 森田吉彦、前掲「幕末維新期の対清政策と日清修好条規」、三七〜三八頁。
- (92) 布和、前掲「李鴻章と日清修好条規の成立」、二〇六頁。
- (93) 李鴻章「遵議日本通商事宜片」（同治九年二月一日）、曾國藩「奏陳遵籌日本通商事」（同治十年正月一九日）『籌辦夷務始末』同治朝、卷八〇、九〜一一頁。王芸生著、長野勲・波多野幹一編訳前掲書、第一章第三節、五二〜五八頁を参照。
- (94) 曾國藩は一向「誠信外交」の支持者である。李鴻章あての書簡の中で「夷務本難措置、然根本不外孔子忠信篤敬四字」という。李少荃中丞への返信に、「中國與外夷之情一也、以自立為本、以推誠為用、當可漸為我用。」という。同治元年、応寶時への返信に、「自古善馭外國、或称恩信、或称威信、總不出一信字」という。この点につき、郭廷以、前掲「中日交渉中の歴史教訓」五四頁を参照。
- (95) 王芸生著・長野勲ほか編訳、前掲『日支外交六十年史』第一卷、四九頁〜五〇頁。一〇月八日の恭親王らの上奏文を参照。
- (96) この点につき、主に谷淵茂樹、前掲「日清修好条規の清朝側草案より見た対日政策」と郭廷以、前掲「中日交渉中の歴史教訓」を参照。
- (97) 伊達交渉団と陳・応による交渉過程について、徐越廷「日清修好条規」の成立（上）（下）『大阪市立大学法学雑誌』第四〇巻、第二、三号（一九九四年）を参照。
- (98) 谷淵茂樹、前掲「日清修好条規の清朝側草案より見た対日政策」、五九頁。
- (99) 陳欽の同治一〇年六月一三日（一八七一年七月三〇日）付け総理衙門宛函。王璽、『李鴻章与中日訂約』八八頁。佐々木揚、前掲『清末中国における日本観と西洋観』三九頁。

(100) 佐々木揚の指摘によると、李鴻章は四月九日付き総理衙門宛書簡で、「アメリカは朝鮮と通商条約を結ぶのが目的であつて朝鮮を攻撃する意図はない。他方日本は、はるか昔の『三韓』出兵以来朝鮮併呑を狙つており、しかも西洋諸国とは友好関係にあるので、朝鮮は恐らく単独では対抗しえず、もしそうすれば日本は朝鮮の最大の患いとなろう」というように、日本の朝鮮侵略を警戒している。(佐々木揚、前掲『清末中国における日本観と西洋観』三八頁)。

(101) 外務省編『日本外交文書』第四卷第一冊、二〇四〜二〇五頁。

(102) 同上、二三六〜二三七頁。

(103) 井上清、前掲『日本の軍国主義II』、四〇頁を参照。

(104) 「復朱久香学使」(一八六五)『李鴻章全集・朋僚函稿』巻六。

(105) 「籌議製造輪船未可裁撤折」(一八七二)『李鴻章全集・奏稿』巻十九・「籌議海防折」(一八七四)『李鴻章全集・奏稿』巻二十四。

(106) 森田吉彦、前掲「幕末維新期の対清政策と日清修好条規」、四一頁。

(107) 伊藤一彦、「近代における東アジア三国関係の再構築」——日清修好条規締結交渉を中心に」『宇都宮大学国際学部研究論集』

創刊号(一九九六年三月)、第一節。

(108) 谷渕茂樹、前掲「日清修好条規の清朝側草案より見た対日政策」、五一頁。

(109) 「日本換約(同治一〇年一月〜六月)」『総理各国事務衙門清档』(台湾中央研究院近代史研究所蔵)六月十四日。森田吉彦、

前掲「幕末維新期の対清政策と日清修好条規」三九頁を参照。

(110) 坂野正高、前掲『近代中国外交史研究』、二四六〜二四七頁。

(111) 谷渕茂樹、前掲「日清修好条規の清朝側草案より見た対日政策」において、陳の「聯日制西」論を「日清提携論」と規定している。鳴野雅之は、「清朝官人の対日認識——日清修好条規草案の検討から」において、李鴻章よりもむしろ陳欽のほうが日本と連合して西洋に抵抗する考えがあるとしている。

(112) 谷渕茂樹、前掲「日清修好条規の清朝側草案より見た対日政策」に詳しい。

(113) この点は、徐越庭が同、前掲「日清修好条規の成立」において最初に指摘した。

(114) 閻立、前掲「日清戦争以前における中国人の日本語観について」、一一〜一三頁。

(115) 『李文忠公全集・譯署函稿』巻之一、一〇〜一一頁。「平素究知國風、與之相習、将来情誼日密、耦俱無猜、一旦西國有變、不致為彼族勾結、且可聯東方形勢。」

(116) 『李文忠公全集・朋僚』巻十一、頁六。原漢文。「以東制西之説本不足恃……中土不能自強処皆我敵國、又何東西之分?」

- (117) 佐々木揚、前掲『清末中国における日本観と西洋観』、三四頁。
- (118) 『籌辦夷務始末』咸豐朝、卷七一、頁十九。「按照條約、不使稍有侵越、外敦信睦、而隱示羈縻。」
- (119) 張富強「李鴻章外交思想論綱」、『社会科学戦線』（一九九二年第四期）、一九一頁。
- (120) 李鴻章「復王壬秋山長」、『李鴻章全集・朋僚函稿』卷十九、四三頁。
- (121) 李鴻章はこう言っている。「外交之道與自固之謀相為表裏。」（李文忠公全集・奏稿）卷二十七、頁四）。
- (122) この点につき、趙軍、前掲「李鴻章と近代中国対日政策の決定——一八七〇年代を中心にして」、歐陽躍峰「論李鴻章的『和戎』觀」『近代史研究』（一九九五年第三期）、張富強、前掲「李鴻章外交思想論綱」、劉学照「略論李鴻章的對外觀」『歷史研究』（一九九〇年第三期）、夏冬「論中外戰爭中的李鴻章」『近代史研究』（一九八九年第四期）などの研究で指摘されている。
- (123) 趙軍、前掲「李鴻章と近代中国対日政策の決定——一八七〇年代を中心にして」、二六頁。李鴻章「復曾相」『李文忠公全集・朋僚函稿』卷十、二七〜二八頁。「洋人所圖我者、利也勢也、非真欲奪我土地也」。
- (124) 岡部達味は「中国外交の古典的性格」（『外交フォーラム』九（一三）都市出版株式会社・世界の動き社、一九九六）において、中国の外交が条約システムに包摂されていく変容過程において、中国は近代国際社会のルールを逆用したという観点を示した。
- (125) Mary C. Wright: *The Last Stand of Chinese Conservatism: The T'ung-Chin Restoration, 1862~1874*, Stanford University Press, 2nd, 1981.
- (126) 吳文星、前掲「中日修好条約初探」、二八〜二九頁。
- (127) 李揚帆、前掲『走出晚清』、一三〇頁。
- (128) 劉增合「一八四〇〜一八八四年晚清外交觀念的演進」『社会科学戦線・歴史学研究』一九九八年第一期、一八九頁。
- (129) 『籌辦夷務始末』同治朝、卷八六、頁四三下。「将来設有事變、該國雖未必遽為我用、而有之約章牽制、不至增一勁敵」。
- (130) 郭廷以、前掲「中日交渉中の歴史教訓」、三一頁。
- (131) 浜下武志『近代中国の國際的契機』（東京大学出版会、一九九〇）四二〜四三頁。
- (132) 徐越廷、前掲「日清修好条規」の成立（一）（二）。
- (133) 『籌辦夷務始末』同治朝、卷八二、頁二二下〜三〇上。「我中華之稱中國、自上古迄今、由来已久、即與各國立約、亦僅止約首書写大清國字樣、其條款内皆稱中國、從無改写國号之例」。「所有条規開首渾含其詞、及章程内分写兩國仍稱中國及日本字樣」。
- (134) 藤村道生「明治維新外交の旧國際關係への対応——日清修好条規の成立をめぐる」『名古屋大学文学部研究論文集 史学』第一四号（一九六六年）、一五頁。
- (135) 佐藤慎一『近代中国の知識人と文明』（東京大学出版会、一九九六）、六〇〜七〇頁。

- (136) 浜下武志、前掲『近代中国の国際的契機』、二五〜四七頁。
(137) Kim, Key-Hiuk: *The Last Phase of the Chinese World Order*, Berkeley: University of California Press, 1980, p.150.

〈付記〉 本稿は二〇〇四年三月九州大学に提出した博士論文の一部に加筆・訂正を行ったものである。